

越えがたい懸隔と永久の分離

パークと東インド会社の帝国統治 1778 - 95 年

角 田 俊 男

2013年2月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya

Tokyo 157-8511, Japan



A Great Gulf and Eternal Separation: Burke on the East India Company's Imperial Governance, 1778-95

Toshio Tsunoda

February 2013

Abstract

My interest is the early modern thought of governance, which is investigated in Burke's criticism of both the governance of the East India Company and the imperial governance of India by the company. First I look at the general climate of opinion in the 1770s and 1780s as a background for the issues of the company, which became an ambiguous sovereign, acquiring Bengal *diwani*, and necessitated the British government interference by their misgovernment. The defeat of the War of American Independence compelled a review and skepticism of arrogant empire, which contrasted with nineteenth-century imperialism based on utilitarianism and evangelicalism. The late 1770s also saw the beginning of increasingly popular humanitarianism for the underprivileged.

Next I argue that Burke's arguments on India should be put in the contexts of Smith's moral theory of sympathy and Irish politics of the divided nation. Smith's circle of sympathy shows not only the process of socialization in which individuals are surveyed and disciplined by spectators in particular society but the possibility of cosmopolitan impartial moral judgment. The lack of socialization between the sects exasperated the Irish problem; in Burke's view, the ruling Protestant faction and the Catholic majority were affectively and culturally separated with the former having no sympathy with the latter. I read Burke's aesthetics on

sublime as a development of Smith's theory of sympathy, applied to the Irish problem; the sublime might imply the viability of sympathy with distant strangers.

Burke, like Smith, attributed the factious corruption and tyranny of company servants in India to the alienation from the European and Indian social contexts, emphasizing their immature youth. In his reform of the company, Burke endeavoured to adjust the English historical laws and constitution to new circumstances of expanding commerce and empire, referring to the reformist tradition of the common law.

Burke's Indian politics is characteristically limited to administration of justice. He was opposed to the disastrous innovations and experiments on the Indian communities. For him nature and economy should be left autonomous. Distance, both physical and cultural, between Britain and India imposed almost insurmountable difficulties for imperial governance. It is noticeable that Burke found a partial idea of national interest, 'invidious jealousy', distorting British sympathy with the Indian people. I find his attempts to enlighten the indifferent public by representing sublime Indian sufferings, including indignities to their cultural differences, are significant as an enlargement of the public sphere, inclusive of the excluded. His sympathetic understanding of Indian laws as preceding to the European jurisdiction, which is a far cry from nineteenth-century triumphant imperialism imposing European civilization as superior on India, and his advocacy of the law of nature and nations, which he thought actualized in Indian laws, are opposed to Governor Hastings' appeal to the reason of state and Oriental despotism. The recognition of Indian customs and laws is indispensable for making India worth sympathy; Burke's sympathy is surely not a condescending variant of colonial domination.

Burke's theory and practice of cosmopolitan sympathy with sensibility to cultural differences, while approved by some recent excellent students of Burke, proved to be unpersuasive to his contemporaries. In conclusion, his desperate pessimism on sympathy with and imperial governance of strangers might be read as implying the prohibitive difficulties of cosmopolitanism and the denial of empire; 'a great gulf is fixed between you and them,' so 'a ground is laid for their eternal separation'.

越えがたい懸隔と永久の分離

パークと東インド会社の帝国統治 1778 - 95 年

角 田 俊 男

横領，暴政，そして最も豪胆で恥知らずの種類が強奪と暗殺を阻止するために彼は全能力を行使した。彼は献身した。彼の評判は公衆の前に置かれた。彼の労苦が感謝に満ちた公衆から獲得した僅かな人気すべてを彼は危険にさらした。かの非人間的なシステムの精神を絶ち，その作用を抑制する希望から彼は下院と世間の軽蔑と嘲笑にかくも頻繁にそしてかくも忍耐強く服したのだ。

パーク「アルムズ・アリ・カーン演説」1784年7月30日

雄弁の魔術によって人類の最も離れた苦しみさえも私たちの胸にこうして痛切に響く。時と場所は共感には消滅し，共感は全人類をあらゆる国と時代において結びつけ，仁愛の領域と帝国があらゆる方向とあらゆる側に広げられる。

パーク「弾劾継続演説」1790年12月23日

越えがたい懸隔があなたと彼らの間に置かれていると真に言えるとしたら，それは習俗，意見と法によって創造された懸隔で，民族の本性にまで根付き，彼らから消し去ることはできないものである。これこそがあの国とこの国との間のあらゆる直接的なコミュニケーションを永久に許さないのだ。

パーク「弾劾開始演説」1788年2月15日

はじめに

本論は初期近代における西欧の統治理論の思想史研究への序説として，イギリスがインドと接触し支配し始めた18世紀後半に東インド会社の統治とインド帝国の統治という二重の問題局面でどのように西欧の統治理論が保持・修正されて適応されたかを論究するものである。一般的に初期近代の統治理論の理解には16世紀からのストア主義の受容の解明が欠かせないが，新ストア主義

の統治理論の伝統の批判的な発展として18世紀後半にはスミスの共感の道徳理論に、インドへの共感を中心概念として構成されているバークの実践的なインド論を解釈するうえでの思想的コンテキストとして着目する必要がある。バークの帝国批判思想において、腐敗と圧政の東インド会社、彼の祖国のアイルランド・カトリックを差別迫害するプロテスタント支配体制、そして東インド会社の断罪を阻害するとバークには思われた上院のコモン・ロー法曹集団は、同様な党派の問題を彼に突きつけた。抑圧的な党派的権力の集団に対して規律と統治を回復し、そして党派的支配に隷属した異邦人にイギリスの共感と正義を拡大するという課題に取り組んだとき、バークはスミスの共感理論を自らの崇高の理論によって遠隔の帝国統治に適合可能な思想に展開していったことを指摘する。

従来のバーク研究では彼の政党論、イギリス国制論やフランス革命論などに注目し、イギリス・西欧に彼の中心的関心があったとみなす傾向が見られ、帝国論でも彼に慈恵的な帝国主義を見出す通説が支配的である¹⁾。しかし本論ではバークがイギリス帝国に対してあまりに絶望的な悲観を表明していることを強調するだろう。そして帝国論において遠隔の他者への共感を中心に置くことで、国制論などの政治思想史からのバーク研究とは違う、異文化との関係という国家を超えた世界市民主義的な思想の方向に目を向けることになる。バーク自身の自己理解においてインド問題への取り組みこそは晩年に「意義、労力、判断力、そして事に当たっての一貫性と忍耐力において、最も高く評価する功労」(IX159)²⁾と考えていたものである。思想家本人の自己理解が最も正確であ

1) Jennifer M. Welsh, *Edmund Burke and International Relations: The Commonwealth of Europe and the Crusade against the French Revolution*, New York: St. Martin's Press, 1995, pp. 56, 60, 61がバークにバナーナリズムによる帝国の絆と「イギリス国制の健全さを維持しようとするより大きな欲求」を見るのは、依然西欧中心主義的なバーク解釈ではないだろうか。「帝国を構成する国々が共に繁栄すべきであるという共存共栄の帝国観」(岸本広司『バーク政治思想の展開』御茶の水書房, 2000年, 528頁)にはあまりに否定的な帝国についてのバークの見通しを本論は提示する。さらに以下の本文で言及する、通説と異なる Mehta と Gibbons のそれぞれインドとアイルランドからの非常に卓越した研究でさえも、バークの共感や崇高の理論の帝国・植民地問題への適応の可能性をバーク本人以上に過大評価し、鼻厘の引き倒しになっていないか検討する余地があるように思われる。

2) Edmund Burke, *The Writings and Speeches*, general ed., Paul Langford, Oxford: Oxford University Press, 1981-2000. 同書からの引用は本文中に(巻, 頁)のみ記す。

るという保証はないが、実際に彼の著作集で最も大きな分量を占めるのはインド論であり、彼のユーラシア的な拡大された視座に本論は着目する。

アメリカ独立戦争後の時代状況

1 帝国への反省と懐疑

イギリス東インド会社の統治改革やインド統治についてのパークの言論を考えるうえで、インド問題と取り組むことになる直前の時期に起きたアメリカ独立戦争への反省が彼の帝国観に影を落としていたと思われる。1770年代後半からの彼の論調はイギリス帝国の「支配の精神」(III329)「支配と排除の精神」(IX618)に対する批判が際立っていた。北米植民地との戦争は内戦と理解されていたが、同胞市民の征服戦争に熱狂する愛国心から批判的な距離をとるホイッグ野党の公共的な意義をパークは説いて、むしろ党派こそが「盲目的で暴政的な偏愛」に対抗するとしたことは、国民の世論に流されない判断力として注目に値するであろう(III309)。古代ローマ帝国の教訓に親しんだ同時代の歴史認識からであろうが³⁾、新古典主義的な感慨が帝国の変転衰亡に向けられたことは、パークが「私たちは突如征服の夢から覚めた」(III646)と述べ、「人間の繁栄の不安定な状況と人間の偉大さの恐ろしいほどの不確実さについての物思いに沈んだ感情 melancholy sentiments」(III633)を指摘することから明らかである。帝国への反省は一人パークの思索のなかにあっただけではなく、実際のイギリス政府の帝国政策にも反映されていた。すなわちパークの解釈では、アイルランド自治議会の成立は、アイルランド・プロテスタントの愛国者の勝利としてよりも、むしろイギリス側の帝国権力の自制として評価されるのであって、「1782年にグレート・ブリテンは政略の卑俗な観念、国家の通常の嫉妬心、国民の傲慢と国民の野心のあらゆる感情を超えた」(IX618)とパークは称賛する。

こうしたパークが代表するこの時代の帝国支配への懐疑的姿勢は、次の19世紀の帝国主義と対照的である。そこでは功利主義・福音主義によるインド社

3) パークが帝国支配の恣意と傲慢を常に批判するのも、例えばサルスティウスがローマ帝国の衰退に「コンティネンティア 節度や公正に代わってアエクィタス 恣意や傲慢が入り込む」(C. = サルスティウス = クリスプス『カティリーナの陰謀』合阪学・鷲田睦朗訳、大阪大学出版会、2008年、35頁)のを見たような古典古代からの一般的に流布したトポスの継承なのであろう。

会のイギリス化と改良が文明化の目的として追求されることになる。1813年にクラバム派の東インド会社理事，チャールズ・グラント（Charles Grant）とエドワード・パリー（Edward Parry）が下院議員のウィルバーフォース（William Wilberforce）と協力し，インド主教区開設と伝道に道を開く特許法 Charter Act が成立したことはその変化を象徴するものである⁴⁾。

2 帝国の主権

しかしイギリス帝国主権の全体的な方向は，アメリカ独立戦争以前の拡大的な傾向から反転しアジアからも退出するわけにはいかなかった。むしろイギリス国家，すなわち議会の主権がその特権貿易会社の監督と帝国統治に関与することが急務とされるような新状況がインドで展開していた。ここでバークがインド問題に関与する時期までの東インド会社とイギリス国家の歴史を概観しておこう⁵⁾。1765年に東インド会社はベンガルの徴税権・行政権（diwani）を授受したことで，ムガル帝国とイギリス帝国の二つの主権が交差するベンガル地方で「複合的な主権」を持つようになった。会社のインド統治に対するイギリス議会の調査と委員会に続いて，ノース政権は1773年にインド規制法（Regulating Act）によって介入を進めた。これによりカルカッタ最高裁判所が設置され，英国人の裁判にはイギリス法が導入された。イギリス政府の介入とともに顕著な特徴は莫大な利権にからむ本国と現地での党派対立で，ベンガルでヘイスティングズ（Warren Hastings）は司法改革でムガル帝国の集権的な古来の憲法の回復とその改正を「アジアの専制」で正当化したのに対して，反対派のフランシス（Philip Francis）は古来の臣民の権利を破壊する専制と批判した。さらに会社と最高裁判所の間にも抗争が展開した。

党争とベンガル統治の失敗の情報が本国に伝わり，議会で圧政と腐敗への非難が高まり，こうした問題を財務省に毎年貢納金を支払う会社の財政難は傍証し，会社の株価は80年代前半にベンガルの徴税権獲得以前の低い水準に落下

4) H. V. Bowen, *The Business of Empire: The East India Company and Imperial Britain, 1756-1833*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007, p. 132.

5) ここでの概観は主に次の研究による。Robert Travers, 'Constitutions, Contact Zones, and Imperial Ricochets: Sovereignty and Law in British Asia,' in H.V. Bowen, Elizabeth Mancke, and John G. Reid eds., *Britain's Oceanic Empire: Atlantic and Indian Ocean Worlds, c.1550-1850*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012, p. 111-121.

した⁶⁾。改革の必要の認識からイギリス国家主権の関与が一層要請された 1780 年代は「帝国の国家建設」の時期とされ、1781 年のベンガル司法法 (Judicature Act) はカルカッタ裁判所の権限を縮小し、総督の行政権の強化をはかるとともに、議会主権が宣言された。続いて後述するパークが起草した 1783 年のフォックスのインド法案を経て、1784 年のピットのインド法により会社への議会議政府の規制の制度は定まり、理事会がパトロネージを保持しながら、行政は内閣の管理委員会が関与することとなった。

こうした東インド会社の改革は、この時代の議会主権による国家機構の合理化、特許権などの法的慣習と伝統の世界の「古い腐敗 Old Corruption」を解消する改革の大きな動きの一環としてとらえられるかもしれない。「公共の福祉」の目的概念に依拠した「国家理性」が「深慮」により中間集団の慣習の権利や民衆の偏見・慣習を打破して、国家の行財政と軍隊を中心とした統治機構の近代化を強行した 16、17 世紀の国家建設運動の流れから 18 世紀後半イギリスの「経済改革」と呼ばれた行財政改革に至るまでの近代化の歴史が、東インド会社改革の一つの文脈をなすであろう。

3 人道主義的感情の広まり

パークのインド論の時代背景として、最後に下院議員として彼が代表していた 1774 - 80 年のブリストル選挙区の争点から、当時イギリスや西欧に広まっていた人道主義的感情の思潮に論及する。パーク研究ではブリストルは代議士と選挙民の関係という代表制のテーマとの関連で扱われ、世論を超える代表者の公平な判断や市民の公論の奨励⁷⁾をパークの選挙演説に見出した。しかしここではブリストルに「人民」という位置づけを与えるのではなく、むしろ帝国通商の支配者として位置づけ、奴隷貿易で繁栄する帝国都市の「嫉妬と傲慢 jealousy and pride」を帝国の周辺の恵まれない人々への共感と対照させる。ブリストル選挙民との間で齟齬が生じた争点としてパークがまとめたなかに、ア

6) 株価の変動については、Bowen, op.cit., p. 56 のグラフを参照。

7) ハーバース 『公共性の構造転換』 細谷貞雄訳、未来社、1985 年、134 頁にパークがブリストルの商工業者協会の市民に公的問題を議論する能力を評価し、積極的な公論への参加を励ました書簡が引用されている。これは院外の支持を動員するロッキンガム・ホイッグ野党の戦術の一環であったが、カントの『啓蒙とはなにか』の理性の公的使用と重なるような議論が見られる。

イギリス自由貿易・イギリスのカトリック教徒解放・破産債務者法が含まれている。これらは恵まれない国と人々への仁愛と救済を目指す政治活動への関与であったが、プリストルの商業や宗教の利害と対立したのである。パークの一般化によれば、偏った部分的な自由こそは「最強の党派による専制」に他ならず、彼は他者の苦難への寛大な共感の政治を説き、最終的には再選の立候補を断念するのである。彼の演説で人道主義の大義への提携の表明として注目に値するのは、ジョン・ハウードの監獄視察記を高く評価した言及である⁸⁾。さらに当時人道主義の表明として国際的に有名な『両インドでのヨーロッパ人の植民と通商の哲学的政治的歴史 *Histoire philosophique et politique des établissements et du commerce des Européens dans les deux Indes*』のレナール (Abbé Raynal) とともにパークは1777年にロンドンで会い「現代の最も興味深い最良の著者の一人」⁹⁾と評価している。パークの人道主義は奴隷貿易の規制と監督の強化で徐々に廃止を目指すことにも表れていた。1780年「黒人保護法概略 *Sketch of a Negro Code*」で彼は奴隷市場の場所の限定、売買される奴隷の条件の制限、航行中の検査、西インド諸島での「黒人の保安官」の設置を提言した。後述するようにアイルランド・カトリックとインドについては伝統文化へのイギリス化に批判的だったが、黒人奴隷にはキリスト教・道徳・学問による文明化という仁愛主義の主張にとどまっている。抽象的な自然権に依拠して一気に解放する戦術の効果を懸念し、「節制の生活習慣と財産を獲得し保持する方法」など具体的な改善の準備を経た「漸進的な解放 a gradual manumission」を提案するところが彼の特徴であろう (III565, 568, 572, 578, 580)。黒人奴隷の伝統社会の再生ではなく、勤労と所有権をもった有能な労働者に改造する規律が説かれている。注目すべきことに、奴隷貿易の規制や廃止の大義は、後述するインド総督ヘイスティングズ弾劾のインドの大義と、1786年の弾劾開始期に何人かの議員においては、結びつけて支持されていた。ウィルバーフォースはこれらの二つの問題で国家の便益によって「道徳」原理を放棄することはあってはならな

8) John Howard (ca.1726-90) のヨーロッパ諸国の監獄訪問は「悲惨・困窮・軽蔑の幅と規模を測り、忘れられた人々を思い出し、無視された人々に配慮し、見捨てられた人々を訪れ、あらゆる国のあらゆる人々の不幸を比較し整理するためだった。彼の計画は独創的で、人道性とともに天才に満ちている。それは発見の旅で慈愛の周航だった」(III638)。

9) Burke, *The Correspondence*, general ed., Thomas W. Copeland, Cambridge and Chicago: Cambridge University Press and University of Chicago Press, 1958-78, III353.

いと主張した¹⁰⁾。

属州的な場にある異邦人の痛みへの共感的理解を原理とするパークの政治活動はイギリスの帝国利害と公的権威の傲慢さの傾向と原理的に対立するもので、両者を折り合わせることは多大な困難を伴うと予想される。苦への彼の共感と仁愛は動物に及び、「子猫のようなものさえ、感覚をもつどんな動物でも弄ぶために彼ら〔暴徒〕の群れに投げ込むことに同意しない」(III662) とパークは触れている。動物にも苦痛の感情を承認する共感の拡大が動物の権利擁護につながり、19世紀にイギリスで動物虐待防止法と動物虐待防止協会が成立する動物愛護運動の展開につながっていく。

最後に思想的に解決が求められる仁愛の基本的問題点に言及してこの章を終える。当時大きな教化的影響を及ぼしていた高潔なハチスンの道德哲学において、彼は道德神学の原理として普遍的な仁愛を説きながらも、部分的な偏った情愛を人間本性の現実から肯定していた。彼は「親切な行為ごとに人々は全人類の抽象概念や理性的存在のシステムを形成する」ことはあまりに高すぎる要請として否定し、「人が神、共同体、システムを現在は考えないで、特定の愛から有益な行為をなすとき、彼は気質の善良さを表している」¹¹⁾と容認したのである。共感や仁愛の距離的な限界、人間本性から世界市民的な共感は成り立ちがたいという事実にはパークがインド論で共感に依拠するときどのように対処するかが、以下の行論で思想史的な関心となる。

共感の道德哲学とアイルランドのコンテキスト

1 初期近代の統治理論としてのスミスの共感理論

宗教内乱の克服を目指した初期近代の統治理論は敵対する宗派の党派心を抑制する個人の自己規律と国家の絶対権力により秩序の回復をはかる政略を模索した。中心的な思想は新ストア主義の規律の議論で、リプシウス (Justus Lipsius)¹²⁾ がその代表である。彼は市民の理性的な忍耐力を説くとともに常備軍の

10) P. J. Marshall, Introduction in Burke, *Writings and Speeches*, VI5.

11) Francis Hutcheson, *An Essay on the Nature and Conduct of the Passions and Affections*, London, pp. 219, 327.

12) リプシウスは君主への政治軍事的勸告を行う「君主の鑑」とフーコーの生政治の統治の文献の間の過渡的なテキストと位置づけられている。彼は市民の自己規律について述べても、

規律を整備する軍政改革と君主の統治に必要な徳と一定の深慮遠謀を説いた。彼の後、自己規律を教化する道徳論から移行して、国家権力の浸透により住民を統治する規律国家が展開していく。

国家権力による規律に拠らない、社会的な規律の可能性を論証した統治論の試みとしてスミスの『道徳感情論』を読むことができる。それは東インド会社とインド帝国の統治問題が浮上したのと同時代の著作であり、その問題と理論的に関連する。スミスが1759年の初版から90年まで5度にわたる改訂を継続した事実は、『道徳感情論』の共感の倫理が『国富論』の利己心の経済学に取って代わられたというわけではないことを示唆する¹³⁾。初版の構想は社会の現実の観察者からの共感を得るように自己への偏愛を抑制するようになる社会化の過程を記述し、共感に依拠した「監視と規律」による社会の維持、道徳文化の生成を示すことであった¹⁴⁾。しかしさらにスミスが改訂を持続して追究した関心は、そうして特定社会の慣習や世論が内面化されて形成される道徳判断が墮落した社会を超える批判的な観点をいかにして達成するかという課題だった。そのためにスミスは「公平な観察者」、自立した良心などの概念に訴え神学に向かい、普遍的に公平な道徳判断の実証的な可能性を探求した¹⁵⁾。その結果スミスの道徳判断論は文化の多様性と世界市民主義に関する現代の問題関心にも応答する意義を持ち得ている。

国家権力が住民の生の規律に関与することにはほとんど触れていない (Christopher Brooke, *Philosophic Pride: Stoicism and Political Thought from Lipsius to Rousseau*, Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2012, pp. 34-36.)。「規律」を中心にするリブシウス解釈は現在見直しが必要だが (Brooke, op.cit., pp. 14-18), 日本語による先駆的なリブシウス研究書に依拠して、彼の思想の過渡期的性格とスミスとの相違を予備的にまとめておく。「君主の鑑」の伝統に属するのは、臣民から「好意」と「尊敬」を獲得するように君主に「徳」と「権威」を説くところで、臣民は操作の対象というよりも自ら積極的自発的に判断して服従することを求める。他方「規律」の統治論が見出せるのは、民衆の「憎悪」を防ぐために国家が処刑・租税・監察によって民衆の日常生活に介入し規律化をはかることを提唱する点であろう。スミスとの対比は、市民と民衆と分けて、市民には理性による情念の抑制を説き、民衆の情念の抑制は国家権力に求めることと、市民も民衆も国家権力への服従を目的とすることがある (山内進『新ストア主義の国家哲学 ユストゥス・リブシウスと初期近代ヨーロッパ』, 千倉書房, 1985年, 213-247頁)。

13) Fonna Forman-Barzilai, *Adam Smith and the Circle of Sympathy: Cosmopolitanism and Moral Theory*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010, p. 36.

14) Ibid., pp. 63-84.

15) Ibid., p.96.

スミスが批判的に継受した古代哲学の伝統ではストア主義が重要であるが、ストア主義において人間の情念が自己を中心として偏る構造をなすことが人間論の前提であった。これは自己を中心として家族、隣人、友人、国家、人類と拡大していくストア派の親近さ (oikeiosis) の同心円として有名である。これをスミスは世界市民主義的な道德判断の問題を考えると依拠すべき人間本性の事実として理解した。彼は人間の共感の距離による減退を受け止めて、中国の大震災と自分の指の喪失への共感を比較する。

素晴らしい哲学が終わり、人道的感情が見事に表明されれば、そうした事故がなかったかのように、自分の仕事や快楽を追求し、安心して静穏に休息や気晴らしをする。最も小さな災難もわが身に降りかかるとなるともっと現実の心配を引き起こす。¹⁶⁾

共感と距離の関係について、身近な対象については状況の情報は詳細で精度が高いが偏りを免れず、他方で疎遠な対象には公平な判断の距離が確保されるが、共感による道德感情は弱く実際の関与の行動に移行することは難しい。ストア主義は偏愛の同心円構造を超克する世界市民主義を説くのであるが、スミスは先に見たハチスンと同様に、そうした無理な哲学的構想には批判的で、「より慎ましい範囲」、効果を及ぼすことが可能な身近な対象に部分的な関心・配慮を寄せることを是認し、その個々の配慮が損理により全体の利益に導かれると考えた¹⁷⁾。スミスの例示で中華帝国は実際の接触がまれなほとんど想像上に過ぎないような遠隔な国であったが、同時代のインド情勢の展開は遠隔な地域の統治という現実問題を突きつけることになったのである。

2 アイルランドの宗派的分断と崇高の美学

パークのインド論は彼の出自と深くかかわるアイルランドのカトリック国民の不幸な状況の記憶と切り離せないと思われる。18世紀にはカトリックの多数国民から心情的・文化的に疎遠なプロテスタント教会国家体制がパークが東インド会社の問題を考える一つの準拠枠となったであろう。パークの観察によれば、「別個の民族というだけでなく別個の種のように」接触がないことから、

16) Ibid., p. 50 に引用 (Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, III34, eds., D. D. Raphael and A. L. Macfie, Indianapolis: Liberty Fund, 1984, p. 136.)。

17) Ibid., pp. 125, 131f, 154.

プロテスタント支配層は「高慢と無礼」(IX629, 630) を同朋市民に示した。単なる物理的距離は疎遠の重要な条件とはならないことをアイルランドの民族的分断はよく示す。プロテスタント支配層の傍若無人な行為は、一般社会からの注視による社会化の規律の欠如による墮落と暴政の一例で、スミスの共感の規律の作用で説明される。若きパークはカトリック貧民の困窮とプロテスタント支配層の無関心、不在地主、貿易制限の影響にアイルランドで接し、「肥沃な土地のただなかの困窮」を見聞したことは、彼がダブリンで刊行した『改革者 *The Reformer*』(1748年)に読み取れる(184-86, 96-98)。さらにわずか数か月での同誌の廃刊は党派心に分断されたダブリンの公衆の未成長を反映し、異なる宗派を結ぶ感情の探求の必要性をパークに痛感させたことであろう。

ダブリン時代から書き始められたパークの『崇高と美の観念についての哲学的探求』(1757年)はスミスの共感の道徳論の伝統に立ち、それを祖国アイルランドの民族的分断の問題に向けた実践的な営為であるところでは解釈する。刊行年からは初版の『崇高と美』は『道徳感情論』よりも先行するので、前者に後者からの直接的影響を立証することはできないが、パークが共感から感情の道徳論を構築するスミスの意図を深く理解できる共通の思想基盤に位置していたことは、崇高論を書いたアイルランド人としてヒュームを介して『道徳感情論』を献呈されたパークがスミスへの書簡と『年鑑』の書評とで高く称賛していることが示唆している¹⁸⁾。スミスの道徳理論がパークのインド論での共感の多用につながっていると推定することは許されるだろう。崇高論がカトリック問題のような異民族への共感の欠如から生じる迫害への無関心と許容に対する応答として意味があると思われる点は次の三つにまとめられる。

第一に死の恐怖と自己保存に崇高が基礎づけられたことである。これは生命を軽視した征服戦争や宗教的熱狂のバロック的な崇高からの転換であって、日常的な生活の必要を肯定する政治学に帰結する。アイルランドの農村騒擾の動機は「教皇でなくジャガイモだ。これらの惨めな人々の活動は狂信 spirit of zeal からではなくウイスキー spirit of whiskey からだ」(IX648)¹⁹⁾とパークは述べ、

18) Burke, *Correspondence*, 129-30; *The Annual Register, or a View of the History, Politicks, and Literature, of the 1759*, London, 1760, p. 485.

19) 同様にジョージ・パークリーは「私たちは肉、飲み物、衣服の有用性については皆合意し、確かに私たちの貧しい隣人たちにそれがもっとよく供給されるように心から願っている」と貧困を克服する経済の改善に宗派間の協力の可能性を見ている (George Berkeley, *The Works*,

経済的な困窮にあると見抜いていた。

第二に崇高は共感が距離によって衰弱化する問題への解決の手がかりを与えるかもしれない。遠く離れた苦への共感を喚起する可能性が、崇高は観察者が離れた苦から受けるという条件から示唆される。パークは「恐怖は私たちに切迫しない場合には、必ず喜悦を生み出す情念で、また憐みは愛と社交的感情に発するので、必ず快を伴う情念である」(I222) と述べる。距離を条件として、恐怖でない崇高が成立することは、遠隔な不幸も共感的関心を引きうることを少なくとも示す。ただしボルタンスキによれば、審美的な崇高は距離をとることで、恵まれない人々の痛みから安逸な距離をとり、傍観的な観察者としてその主体性は不幸な人々の鑑賞されだけの客体性からの非対称性を強めるので、崇高の美学の展開は迫害者への公憤や慈善者への情愛を伴う憐みの回路を絶ち、「憐みの根源的拒絶」となると批判する。こうした崇高の美学の非政治性への傾向は 19 世紀フランスの芸術と美学の展開に即して言われている²⁰⁾。

しかし 18 世紀アイルランドの崇高論は、上記の引用のように、崇高の喜悦に憐みが混じり合うことを述べており、その崇高の美学には不幸な人々と連帯する道徳と政治から離れていく意図は全くなかった。その美学は道徳と政治と密接に結びついていて、さらにはその根底には宗教的基礎があり、「創造主は私たちが共感の絆で結びつけられるように配慮された」(I222) と明言する。崇高の喜悦を生む例として「悲惨、困窮、死」(I221) が挙げられていることはこうした不幸への共感を通して、パークの美学がカトリック教徒の政治的問題への実践性をむしろ正面において構想されていたことを示すのであろう。

ギボンズが論証したように、『崇高と美』からは苦しみや痛みに関感し連帯・関与する反植民主義の政治が導出される。苦しみにさらされた人は、私的な苦しみに引きこもるのではなく、他者の苦しみに共感する能動的な力能をもつ²¹⁾。こうした反植民主義の実践的な政治的関与は現実の政治家パークの政

eds. A. A. Luce and T. E. Jessop, London: Nelson, 1948-57, VI235.)。カトリックの貴族と下層民がそれぞれ刑死と貧困の恐怖に脅かされ、1760 年代マンスター地方のカトリック地主階層を刑罰法の迫害から救済する活動にパークが関与していたことは、キャサリン・オドネル「エドモンド・パークとアイルランドの「長い 17 世紀」」、高桑晴子訳、『思想』、第 1063 号、2012 年、216 頁に、カレン教授の研究を参照し論及されている。

20) Luc Boltanski, *Distant Suffering: Morality, Media and Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, pp. 114-130, 132.

治論では十分には表明するわけにはいかなかったであろう。現実には展開されなかった、そうしたパークのラディカルな含意を彼の美学論から引き出したギボンスの研究は意義深いだが、他方で現実の帝国統治にあたったイギリスの政治家としてのパークには崇高のもつ距離感が判断の公共性を狭い偏愛や党派性から担保する帝国統治につながったことと思われる。パークはイギリス帝国に「陰鬱で冷酷な死せる斉一的な隷属状態」を否定し、「多くの地方的特権や免除特典」を属州に認める。「被治者の気質と事態の状況」への適応という帝国統治の政治は崇高の距離をおいた視座が欠かせないであろう（III132, 193）。帝国の立法者に必要な判断力の広さは「私たちの領土全域にわたる一般的、包括的でよく関連させた釣合のとれた視点およびそれらの真の関わりと関係についての正しい見識」（V488）と表現されている。

第三に、パークのインド論の叙述との関連で特に重要な点であるが、苦しみを表象する言葉による「情念の伝染」（I319）には、距離による共感の弱まりを補強する意味が認められる。ここでパークが導入している「明晰な表現」と「強力な表現」（I319）の区別が重要である。絵画のような明晰な映像的イメージが、遠隔な対象からは詳細の情報の伝達は困難であることから、達成不可能であるときに、それと対照的な崇高な曖昧さが強い情念を喚起する。詩歌や雄弁におけるように、語り手は聴衆に自己が異邦人の痛みを観察して受けた印象の情念を伝達し、その情念を聴衆にも喚起するのである。パークの崇高な言葉は現代の電子通信で距離を超えて瞬時に伝達される明晰な視覚的映像よりはラジオの音声に類比できると言えるだろう。観察者がその時その場で特定の恵まれない人と直接接し救済の行為に入る「同情」と区別された「憐みの政治」は観察者と救済の対象者との間の距離を特徴として、一般化し言葉による伝達が観察者の本質的な行為となる²²⁾。こうした理解からパークが崇高論で言葉の伝達力に着目しているのは共感の距離的限界を修正するという問題関心から特に重要であると思われる。崇高の言葉が対象の外的描写ではなく、自我の受けた情念を表現し伝えるということは、観察者自身も記述の対象となることで、観察記述される被害者が観察者との関係で有する非対称性が是正される²³⁾。さらには崇

21) Luke Gibbons, *Edmund Burke and Ireland: Aesthetics, Politics, and the Colonial Sublime*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, pp. 4, 62, 70.

22) Luc Boltanski, *op.cit.*, p. 6.

高の遠隔さと曖昧さは媒介性が強く、安易には理解できないことも、身近な文化への安住を揺るがし、他者を隔てる文化的な距離に向き合い、差異を承認することを促すという効果も認められる²⁴⁾。それは異文化の見慣れない分りにくさ、晦渋さを認め、拒絶することなく尊重することにつながる。

文化的差異の承認に関連して、プロテスタント教会国家体制のもとでのカトリック信仰の寛容の問題性に最後に言及する。パークがカトリックの有産階層への選挙権の拡大を主張したのは (IX570)、プロテスタントからの共感の注視に値する同朋市民としてのカトリックの尊厳を高めるためであった。1782年カトリックの聖職者と俗人の教育をトリニティ・カレッジなど国内施設で行い、国王が聖職者任命権を持つ法案が提起されたが、パークはそれに強く反対し次のように述べた。

彼らの欲求と必要の真の本性は知られていないので、彼らの苦情の本性には全く適さない救済が彼らに提供される。それはヒンドゥー教徒の病人に牛肉スープを食べさせ、彼の傷をブランデーで湿布するようなものだ。(中略) 他者において尊重されるものを尊重するようになるまでは、私たちは彼らに関する法や規制を作る資格をひどく欠いている。それは私たちが効果や判断力をもって彼らに対して慈愛を行う資格を失わせさえもする (IX572, 3)

この引用文が示すように、パークの共感と慈愛はそれを受ける側の対等な尊厳を前提とするものであったことは強調するに値する。

アイルランド国民の再統合への思想的実践的な努力にもかかわらず、最晩年のパークはプロテスタント支配体制への絶望的悲観に到達し、党派的暴政にカトリックの多数国民を犠牲にすることは拒否する心情を吐露している。

人民を教化するのではなく、惨めにする目的で少数のプロテスタントが散在していて、現在のように隷属化・困窮化し侮辱され墮落したカトリック国であるよりも、プロテスタントが一人もいなくても、アイルランドが自由で繁栄した幸福なカトリック国である方を見たいと望まないような人は、奇妙な人、キリスト教徒、イングランド人に違いない。²⁵⁾

23) Ibid., p. 44.

24) Gibbons, op.cit., pp. 105, 6.

25) Burke, *Correspondence*, VII118.

東インド会社の腐敗と統治改革

1 社会的共感・規律の不全

共感の道徳理論から見た場合、東インド会社の病理はそれを取り巻く社会の共感から離れた、社会の監視と規律の欠如と診断される。スミスとパークの会社批判の基本もこうした説明である。一般的に本国の会社社員の採用と雇用形態は、縁故関係により15、6歳で候補となり、3年間の見習い期間後に、本採用となるとその後ほとんど同じ部署で年功序列で長年勤務した。これにより日常業務には習熟するが、インドの経験知識や専門技術の教育の機会是用意されなかった²⁶⁾。こうした安定した本国の雇用システムから若い時期に逸れて現地へ赴いた社員は、スミスによれば、ヨーロッパ社会にもインド社会にも帰属しないで、道徳判断の社会的コンテキストから疎外され、異常な悪を生み出した²⁷⁾。パークも現地社員の履歴から、共感の同心円の拡大による利己心の反省、社会化を欠いている未成年状態を強調する。

腐敗と暴政をもたらした未成熟状態という会社の統治不全についてのパークの分析を見る前に、ここで会社の現地社員の犯罪の概要を示すために、ヘイスティングズ総督に対する弾劾に目を向けよう。この弾劾は与野党の支持を取り付けたパークが中心となった訴追委員会によって進められた²⁸⁾。院外の公衆に訴えることを主眼にした1786年の22箇条の告訴でパークはロヒラ戦争²⁹⁾、フ

26) Bowen, op.cit., pp. 141-143.

27) Jennifer Pitts, *A Turn to Empire: The Rise of Imperial Liberalism in Britain and France*, Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2006, pp. 51, 52.

28) 以下の弾劾の記述は P. J. Marshall による (P. J. Marshall, *The Impeachment of Warren Hastings*, Oxford: Oxford University Press, 1965, pp. 23-25, 30, 34, 37.; Burke, *Writings and Speeches*, ed. P. J. Marshall, vol. VI, India: The Launching of the Hastings Impeachment 1786-1788, pp. 80-82, 126-133.)。パークは超党派的支持をピット政権のインド担当相ダングスを通して要請した (Burke, *Correspondence*, V314)。ヘイスティングズは会社での影響力を失っていたので、ピットは彼を守る、恐れる理由はなく、その功罪を是々非々に判断し、弾劾の決定を支持したが、パークの熱情的な関与はピット政権のリアリズムからは偏執的と見えたであろう。上院での弾劾開始後は着実には進まず、与野党議員と世論の関心が低下し、停滞していく。

29) アフガニスタン出身のムガル帝国傭兵を支配者とするロヒラ (Rohillas) 藩王国は、1774年にその領土の多くを帝国の太守 (Wazir) シュジャ・アル・ダウラ (Shuja al-Daula) のオウド (Oudh) 藩王国によって征服された。オウドは東インド会社と同盟し、会社の軍はロヒラ戦

オックスはベナレスでの圧政，シェリダンはオウドの皇太后の収奪の問題（後述）を追及し，さらに地方勢力からの税収の収奪，ヘイスティングズのベンガル政府の下での法外な腐敗した諸契約が指弾された。22のうち8箇条のみではあったが，予期した以上の下院の支持を得て上院での総督の弾劾に進むことが承認され，訴追委員会の任命とパークらにより告訴の22箇条をより法的に整った形にまとめた弾劾の20箇条が1787年に発表された。この20箇条によってパークの把握したインド総督の罪状を概観しておく。

ロヒラ戦争は弾劾からは排除され，残った項目はヘイスティングズの賄賂，法外な腐敗した契約，ベンガル財政の腐敗に加えて，東インド会社がベンガルから北西部へ侵略する過程で現地の国家と住民に対してなされた犯罪であった。後者は次の三つからなる。第一にベナレスの藩主チェイト・シン (Chait Singh) の国を保護国化し行政に介入し，税収と軍隊を強要したことで，これに対する反乱を制圧し一層収奪を強化しようとしたが，収税は滞り混乱した失政に陥った。第二はオウドに関するものである。ロヒラ戦争の時の太守を継いだアサフ・アル・ダウラ (Asaf al-Daula) の代には東インド会社との力関係は対等な同盟から変化し，強大化した会社がオウドの生産資源からの収益への要求をエスカレートさせた結果，その行財政は会社の現地駐在の英国人の管理下に移された。英国人の収税吏は軍の将校で，彼らによる徴税の強制は広範な抵抗を招き，税収は停滞し会社の統治は崩壊に瀕した。ここでヘイスティングズが直接介入し1781年の条約で会社がその軍を一部引き上げ税収への要求を緩和する代わりに，太守はその支出を抑制しオウドの収益の増進をはかるように支援を受けることを取り決めた。しかしヘイスティングズは太守の母と祖母（オウドの皇太后 the Begums of Oude）にかつて与えた財産の保証を取り下げて，彼らの税収の割り当て分 (jagir) と故太守の宝物の管理をアサフが没収するように強要したのであった。これによって皇太后らはベナレスのチェイト・シンの抵抗を支援するなど反乱の拡大を招いた。1781年の条約は双方で守られず，会社は軍事費，給与，年金を太守の財政に負担させようと借金や贈与などの策謀を試みたが，失敗した。1784年ヘイスティングズは再度介入し，会社の介入と要求を抑え，オウドの自律を尊重するという政策をとったが，一貫性を欠いた混乱をパークは糾弾する。弾劾箇条の第三の範疇は会社とオウドの間の地域

争でロヒラを破り，この征服を支援したことになった。

で自律性を保持していた諸国，ファルクハバド (Farrukhabad) 藩王ムザファル・ジャング (Muzaffar Jang) やランブル (Rampur) のロヒラ藩王ファイズラ・カーン (Faizullah Khan) との関係であった。ヘイスティングズはそれらの小国の自律を保証するかオウドに併合させるかの選択に揺れ，結果的にはその諸国の収益の激減と困窮化をもたらしたのであった。

パークは会社の腐敗を総督個人の悪につきない組織的な犯罪と把握した。公的な監督・命令と報告・説明責任の体系に拠る財政制度が，「腐敗のシステム」「公金横領と贈収賄のシステム」「歳入に代わる私的な賄賂のシステムと立憲政府に代わる私的な代理人のシステム」(VI372, 373, 436) によって取って代わられたのであった。

会社本部は急送報告など文章によるインドからの詳細な情報の伝達とその細部まで注視する管理によって「よく管理された書類の帝国 well-regulated paper empire」という形での帝国統治をはかった³⁰⁾。統治者としての貿易会社の不適格性を厳しく批判するスミスと対照的に，パークは「会社の商業制度 mercantile constitution」を「啓蒙された私益原理」が考案した完璧な管理システムと称揚し，「規律と秩序 discipline and order」を確保する国家の模範とすべきことを説く。その中心は遠隔地域からなる帝国の統治のための「通信の詳細と厳密さ」で，取引文章による記録化が合理的な規制を可能にすることに着目し (VI296)，「東インド会社の統治は文章の統治，記録の統治 a government of writing and a government of record である」とまとめている (VI295, 6)。ヘイスティングズは会社統治の要となるこの情報の伝達を寸断したと指弾することで，パークの弾劾はその被告である総督個人の犯罪に集中し，主眼ではない会社全体への批判は鈍くなるどころもあった。

パークによる現地の会社員の腐敗の原因の説明の中心には，共感を媒介とした抑制能力の未成熟さがある。領土支配後も「商業的性格」(VI283) を残していた勤務制度が長期の段階的な階層制度によって現地社員に規則的な規律と秩序を確保していたものが，ヘイスティングズにより一掃された結果，「人生の最も未熟な段階にある人が，判断の最大の成熟と可能な限り最大の冷静さと穏健さを要する事柄を管理するように置かれたのであった」(VI285)。現地社員の若さについてパークは特に着目し，「厳格な教育」を受けるべき年齢で権力行

30) Bowen, op.cit., p. 180.

使の職務に就くためにインドに派遣される青年に「危険な独立，あまりに過大な期待，無限の権力」を見出す。

彼らは家庭教師のいない生徒だ。彼らは保護者のいない未成年だ。世界はあらゆる誘惑とともに彼らに開放される。彼らは専制が与えうるあらゆる権力とともに世界に解放される。これが会社の社員の状況だ。(VI288)

さらに交易会社の統治者としての不適格性に関してはスミスと同様に，パークも通常の征服・移民と異なり，東インド会社は国民 (a Nation) を伴わないまま移住した点を指摘する。それは「民衆のいない国家 a republic, a Commonwealth without a people」(VI285) であるために，官憲への民衆からの監視抑制がなく，現地社員の間に強固な「集団精神 *Esprit du corps*」が育成された。これによって上位の権威に報告し監督を受ける規制を回避する隠蔽のシステムが広まった。また報酬が名声で補完されることのない下位の職階において報酬が低すぎ，強奪や汚職の不正への誘惑を断ち切れなかった。

被征服地に世代を超えて定着することで獰猛さを和らげた「アジアの征服者」(V401) と異なり，東インド会社総督や現地社員は断続的な短期の征服支配で被支配民とは断絶している。一方的な富の流出となる収奪に断続的に来襲するイギリス人は「渡り鳥の猛禽類」(V402) に例えられている。

ほとんど少年と言ってよいような青年が先住民との社交 society と共感 sympathy を持たないままそこでは統治する。彼らが人々と社会的な振る舞いをもたないのは，イングランドに未だ住んでいるのと同然であり，実際何らかの種類の交際があるとすれば，遠く離れた本国への定着を目指した財産の突如の獲得に必要な交際だけである。(V402)

他者の痛みに共感し，共感を受けられるように反省する判断力を阻害するのは他者と接する時間の短さで，未成熟なまま権力と富の獲得に酔わされ，短期の滞在で帰国する会社の青年が置かれた制度的な問題としてパークは説明する。その結果は「インド人の叫喚は海と風へと発せられるが，モンズーンが飛散するたびに聞く耳をもたない遠隔の海洋のあちこちに吹き散らされるだけである」(V403)。

1784年の『国富論』第3版に国際貿易会社についての加筆を行ったスミスは東インド会社の論争に参加したと言える。住民の生産性の向上に配慮する主権者よりも交易と特権からの収益の極大化に関心をもつ株式会社の性格が依然

支配的な東インド会社の構造は、インドの生産活動と民生に壊滅的な統治に結果することが解明されている。会社の利潤の強奪に集中する軍事専制は支配する社会のニーズとの一体化がないことを、一刻も早く収奪した富をもって帰国しようとする社員は、インドを離れると、「全国が地震に飲み込まれても全く平気である」と批判している(第4篇,第7章)。パークは主に文化的な疎遠さを敷衍し、スミスは貿易会社の構造と性格から分析しているという対比はできるが、両者の批判の方向は一致している³¹⁾。経済学の研究書で重商主義的な交易株式会社自体の本質の政治経済的批判をおこなっているスミスと会社を改造した総督個人の弾劾の訴追をおこなっているパークとでは当然姿勢の違いは際立つけれども、スミスの共感の道徳理論をパークはインド問題に展開したと見ることができる。

現地社員の未熟な若さの指摘はそれにとどまらず、さらに広い指示対象に展開され、本国と植民地の親と子というトポスの逆転に至り、そこでは帝国支配を正当化するヨーロッパ文明の先進性への懐疑反省が示唆される。

あの人々は私たちが言わば森の中にいた間に、私たちが法学とは何かを知る以前に、すでに形成されていた法の下に暮らしていた。それは洗練され啓蒙された綿密な精巧な専門的な法学で、その下で彼らは暮らし、それによって彼らの所有権は確保され、それはローマ法の法学にもこの王国の法学にも屈することなく、かの異なる民族の習俗、習慣、意見の基礎と基底を実際になし、またそうであると認められもした。(VII284, 5)

帝国の大商業都市ブリストルに「私たちはみな子供のようなものだ」と反省を迫り、「最大の多数者の世論」も正義で規制する(III662)という、傲慢さへの反省と独立した思考様式が帝国の優越意識の見直しを可能にしたのであろう。

腐敗は現地の社員の間だけに封じ込められるものではなかった。フォックスのインド法案の失敗と総選挙でのホイッグ党の大敗の背後に、パークは現地社員のみならず本国の会社から政府と議会さらには公衆までも腐敗の党派の広がりを懸念した。インド帰りの成金(nabobs)が本国の支配階層にもたらす富の恩恵が生み出す依存から、異邦の無告の民のための会社改革の困難さが増すとパークに意識された。彼は「成功したとしてもあなたに感謝さえも与えること

31) Sankar Muthu, 'Adam Smith's Critique of International Trading Companies: Theorizing "Globalization" in the Age of Enlightenment,' *Political Theory*, vol. 36, no. 2, 2008, pp. 198-202.

のできない人たちを救う」「あなた自身の母国から発し、私たちが異邦人とみなすことになれている人たちに影響する権力の乱用に抗弁することは骨の折れることである」(V403) と述べている。

イギリス社会全体の腐敗の進行というのはある種独善的な妄想とも見えるが、他方でパークは腐敗への対策として株式会社の経営へのより多くの公衆の参加という民主化を説いてもいる。会社の株主会 (the Court of Proprietors) の党派心が、株主会への参加資格を引き上げた 1773 年の改革によって悪化したことを指摘した次の引用は、彼が腐敗をより広い公共空間への開放で予防する戦術を考えていたことを示す。

騒動と無秩序は株主の数を減らすことで減っても、私的な党派 Cabal と陰謀は少なくとも同程度容易になる。そしてインド問題を処理するとき、最も恐れるべきは混乱と無秩序よりも党派と腐敗 Cabal and Corruption である。小株主の投票が続いていた間はその組織に公共の見解 the public Sense が入るドアが開かれていた。そのドアが閉められて以来、株主は以前以上に会社を犠牲にして存続する私益の集合になった。(V201)

2 東インド会社の統治改革と関連する国内法・国制をめぐる党争

1760 年代に会社理事会はインド領土の統治方針を示し、それは「単純さ」「節約」「統一」「節儉」「規則性」「永続性」の商業的価値に依拠していた。これはイギリス国家の財政の緊縮と行政の効率化を目指す「経済改革」の原理の適用だった³²⁾。1780 年のパークの経済改革も恣意的な財政を「原理、方法、規則性、節約、節儉、個人への正義と民衆への配慮」(III487, 8) で合理化する。こうした腐敗を一掃するイギリス政治経済の試みがインド帝国統治にも適合されたと見ることができ、会社本部の改革への志向性とパークのそれとは必ずしもかけ離れたものではなかったと言えるかもしれない。国家理性による国家建設から独占貿易会社の営利の効率化までは西欧の近代化の大きな流れのなかに含めることができるだろう。パークの経済改革の原理に「個人への正義と民衆への配慮」という目的が加えられていることは、経済的な合理化との違いも示している。

本国議会による調査と規制が東インド会社に対して開始されたとき、秘密委

32) Bowen, op.cit., p. 198.

員会のヘンリー・ダンドラス (Henry Dandas) と協力して、パークは 1781 年から特別委員会で綿密な調査を精力的に進め、その成果を 11 の包括的な報告書にまとめた。報告書のなかでも最も包括的な『特別委員会第 9 報告書』(1783 年) が確認したように、経営の失敗を生んだ党派的な不明瞭な慣行に対して「規則的な公開の調査 a regular public Enquiry」(V197) が要請されたのである。報告書および 1783 年の『フォックスのインド法案演説』から、帝国に適応したイングランド法・国制の拡大の必要についてのパークの改革論を明らかにしよう。パークによれば、イングランド法の「形式的正義の規則 The Rules of formal Justice」は東インド会社社員による遠隔地での犯罪の訴訟には有効ではない。ヨーロッパの法律はまとまった領土支配に適合したもので、遠隔なインドに厳密に適応されれば、正義の実行は遅れ、インド人はそこに「富、友情、恩顧 favour, 強力な縁故 Connection の力」を恐れることになるだろう (V188, 9)。改革の目的は司法による正義の実現で、現状では「原告は政府の座から非常に遠く、恐らくあまり豊かではない財産の消滅とともに、恐怖や疲弊にとらわれ裁判を持続することは不可能と思知り、妥協がおこなわれるかもしれない」(V268)。イギリスとインドの物理的および文化的な距離が会社の統治に法の支配と正義の実行を確保する障害となっていた。

インドでの行政は最高権力の場合から莫大な距離にあり、最も広範な諸権力を授与され、最大の誘惑にかかりやすく、乱用の最も十分な手段をもち、その支配する民衆は明白な確立された特権によって守られていないし、その言語、習俗、根深い偏見は救済のみならず、民衆の側でのあらゆる苦情の申し立てを極めて困難にする。(V306)

このように考えて、パークは帝国の現地での司法的救済の限界を乗り越えるために、本国議会が会社社員の侵害に対して、インド人の救済を開始することを提案した (V189)。

フォックスのインド法案は理事会と株主会に代わり会社の行政と通商をそれぞれ監督する二つの委員会を内閣が任命するものだった³³⁾。それは国内法をめぐる党派的な論争を引き起こすことになった。反対派は法案を会社の特許権の

33) 同法案の廃案となるが、その実質的なインド統治計画はピットの穩健なインド統治法に取り込まれ実現する。前述のように、イギリス国王の任命する政府機関がインド統治を監督するとともに会社の権限も相当残す妥協的な解決であった。

侵害として攻撃し、政府が東インド会社の巨大なパトロネージを握って、混合政体のバランスを崩す危険を指摘した。パークはこうした国内の憲法問題の有意義性を真っ向から否定する。彼は会社への政府の介入を正当化するために、それをイギリス憲法の否定、専制と懸念する伝統的な国制観と決別する必要があった。従来の混合政体の均衡論の伝統に立つ限り、帝国統治とイギリス国制は両立しないということになり、政府は会社による帝国統治を放任し、インドの悪政の放置に至る。しかし「あの国民を私たちの国制の犠牲にすること」は決して容認すべきではなかったので、この論理の帰結は「両国の永久の分離」であった (V383)。パークはこのような議論によって、国制の伝統を突破することを伴う自己の改革案を、インドの分離を別の選択肢として迫ることで、議会に受け入れさせようとしたのである。パークは実際の公的政策としてインド放棄を進めるわけではないが、帝国の保持論には極度に困難なインド統治に悲観的な姿勢が少なくとも示唆され、明らかに、注視し緊急に対応すべき「インドの必要 the necessities of India」「国民の真の要求 the real wants of the people」に無関心なまま、国内の憲法論をめぐる「党争 party squabble」(V446) に拘泥する閉鎖的、静態的なイギリス政治のありかたを批判する。会社とそのインド統治機構に対する改革として、従来のホイッグ主義の混合政体均衡論から議会主権のダイナミズムへの移行が「強力で実質的、効果的な立法措置 a legislative provision, vigorous, substantial, and effective」(V382) の要求に確認できるだろう。

議会主権による特許権・慣習法への挑戦侵害という反論への反批判で、パークは自然法的な衡平の原理で慣習法を改革するコモン・ローの伝統に沿っていて、イギリス政治の帝国への対応はパークの時期に始まったわけではなく、彼の統治改革論には依拠できる 18 世紀のそれ以前の時期の法的伝統があったことを示す。

パークによれば、特許権は自然法を確証するものと自然権を制限し権力と独占を創出するものと 2 種類に分類され、後者は「人類全般の自然権 the natural rights of mankind at large」を停止し、侵害する傾向がある (V384)。権力と独占の特許権は「全く人為的で、その分人類全般の自然の平等からの墮落であって、究極的には人類の利益のために何らかの方法で行使されるべきである」。すなわち特許権は「信託 a trust」に他ならない (V385)。信託は不可譲の権利ではなく、特定の目的から逸脱すれば取り戻され、自然的衡平の原理で扱われる分野

である。

遠隔の現地でなされた犯罪であるためにイギリス法が求めるような厳密な立証証拠が確保しがたいヘイスティングズ弾劾裁判でも、国内法との関連では、コモン・ローヤーの党派と帝国への正義の拡大が問題となった。パークが理解したコモン・ローの改革・法創造の伝統は、「先例」と「原理」を二つの支柱としていた。イングランド法は自然的正義としての衡平の原理によりコモン・ローの硬直化や時代的限界を乗り越え、新たな時代の情勢の変化に適応してきた。特に18世紀の商業社会と国際化の要請に適応した法改革の事例として、1744年のアミルチャンド対バーカー訴訟 (Amirchand vs. Barker) が挙げられる。ベンガルでの東インド会社商人の負債に対してヒンドゥー教徒の商人が返済請求したもので、キリスト教の宣誓ができない異教徒には負債の証明もできないとバーカー側は主張し、先例もないことを論拠とした。証拠規則が争点となったこの訴訟で、イギリスの大法官裁判所 (Chancery court) は自然法の原理に依拠して商業と帝国の展開に対応して、異教徒の証言を禁じたこれまでの法慣行を修正し、アミルチャンドの勝訴となった。この訴訟はコモン・ローの先例主義を補完する「理性、正義と便宜の原理」の働きをよく示す実例である³⁴⁾。この訴訟で原告を弁護し、先例のないことはこれまで他地域との通商関係がなかったことを示すにすぎず、交易の拡大から非ヨーロッパ人の訴訟に対応する必要を説いたマンスフィールド (Lord Mansfield 1705-93) は商慣習法 (law merchant) を商法に発展させたことで有名であるが、特定の国の慣習や国法からは独立して諸国民の交流を規制する商慣習法は万民法の一部で自然的衡平の原理を基礎としていた³⁵⁾。

パークは正義の拡大の法改革の伝統を継受するとともに、偏狭で保守的な慣習法に固執する党派的な特殊利害として上院のコモン・ローの法曹に弾劾裁判の遅延と長期化をもたらしている「最大の障害」を帰する。法律家集団が仲間内に閉鎖的である傾向に対して、外部からのまなざしを受けて一般社会の共感を得るように自己規制することもないという監視と規律の内面化の問題が当てはまる。

34) David Lieberman, *The Province of Legislation Determined: Legal Theory in Eighteenth-Century Britain*, Cambridge: Cambridge University, 1989, pp. 89-93.

35) *Ibid.*, pp. 104, 5, 111-113, 130.

集団の構成員はフランス人が集団意識と呼んだ、ごく自然な偏見に影響されやすく、それはある特定の問題で彼らの判断に影響しがちである。その結社の特権に関わることで、彼らの信用と権威を傷つける傾向のあることには何でも、彼らは直ちに激する。(VII103)

パークは証拠法の厳守を説く法曹の専門的形式と煩瑣な手続きが下院の訴追委員会による自然法の実質的正義の追求を阻害していると表現する³⁶⁾。彼が証拠法からの自由裁量を求め、弾劾裁判で下院はコモン・ローでなく「コモン・センスの原則 the principles of common sense」に基づき、上院も「他の法廷の法と慣行によって規制されない」ことを主張するとき (VII104)、法廷から独立した議会の政治判断の果敢性は、厳密な証拠規則の恒常性による法の安定した期待可能性と衝突する。以前にパーク自身が刑事訴訟での衡平を「罪の確定における広く自由な解釈と刑罰での恣意的権力」(II297) と批判していたので、弾劾は権力篡奪者を裁き国家の公的利益に関わる例外と考えていたのであろう。

さらにパークの法批判が、次のように、コモン・ローの島国性と救済されるべきインド人の間の距離を問題にすることは、共感と距離の問題と平行な関係にあるので、注目される。

下級法廷ではその規則は、その通常の経験と、法廷の前に通常の経過でもたらされる訴訟の切迫した事情に基づいて当然形成されるであろう。この経験とこれらの訴訟の切迫した事情は比較的狭い近隣にまとまっている国民の関心以上にはほとんど広がらない 同じかほぼ同じ言語、宗教、習俗、法、習慣をもつ国民である 彼らにおいてはあらゆる種類の交流は容易である。

ほとんどの訴訟でこれらの法の規則とすべての法廷の慣行は、地球の非常に大きな部分によってグレート・ブリテンから隔てられた国民には容易には適用できないだろう。その分離は地理的な距離の状況以上にさらにもっと習俗、宗教の原理、そして自然自体と同様に強力な根深い習慣の原理によって隔てられたものである。そうした限定され適応できない規則は抑

36) パークはその初期の著作「イングランド法史論断片 Fragment: An Essay towards an History of the Laws of England」(1757年頃)で古来のコモン・ローの不変の連続性という法律家が信奉する神話について、「国民の虚栄心と専門家の偏狭さをくすぐる」もので、容易に乗り越えられず、法律と法学が「粗野な時代の野蛮」にとどまり、「野蛮な用語、ひどい説明、粗悪だが簡明でない表現、整理されていない方法」を用いていると批判している (I323)。

庄，強奪，賄賂，腐敗には実に便利だが，あらゆる法廷とあらゆる法廷規則の真の目的として保護されなければならない国民には破壊的であろう。

(VII153)

ここではコモン・ローの先例による慣習法的な側面を強調することで，イングランド法の特殊性が帝国統治には適さないことを言うのであろう。しかし他方でパークは証拠規則からの自由裁量を正当化するために，イングランド法が孤立した過去の時代における規則の厳格な適用から，18世紀の国際化の状況に自由に適応するに至る開放の展開にも論及している。

ごく初期の時代には裁判官の精神が一般に世界の事象に通じておらず，管轄権がより狭く，裁判官の前にもたらされる問題がそれほど複雑多様ではなかったので，規則は一般的に正しく，規則からの寛大で衡平な離脱 a liberal and equitable Departure への試みからよりも，規則への文字通りの固執からそれほど不便は全体的に生じなかった。(中略) 衡平法裁判所 Courts of Equity の業務が拡大し整備されるにつれて，コモン・ローの養成を受けていない判事が長年にわたって大法官裁判所 the Court of Chancery を主宰するにつれて，商業がその便益品と必需品とともに他国との交際を広く開くにつれて，自然法と万民法 the Law of Nature and Nations (常にイングランド法の一部) が発展するにつれて，帝国の拡大につれて，物事の新たな見方と新たな組み合わせが開かれるにつれて，この古い厳しい励行と行き過ぎた厳格さは人間の関心への適合に譲った。人間の関心のために規則が作られたのであって，人間の関心が規則に屈従させられるのではないのである。(VII163)

パークにとって先述したアミルチャンド対バーカー訴訟の判決は証拠法の柔軟な発展の画期的な事件であった。彼にとって，この判決は「訴訟の本性」と「通商の本性から推論されるだけの必要の推定 a *Presumption of Necessity only inferred from the Nature of Commerce*」という二つの原則を例示するもので，その原則は「イングランド法の精神 *the Genius of the Law of England*」であった。通商を促進する目的で外国人が当事者の訴訟では外国法も採用することは，海事裁判所のように，イングランド法廷の特性で，国法に限定されない正義の開放が商業による人間性進展のテーゼの具体例と理解されていたことを引用している (VII164, 166-168)。

マンズフィールドの法改革はバークにより次のように高く評価されている。

彼の考えはその寛大さを正義の要求と世界の現実の関心に歩調を合わせて、人為的な制限のうちに無限に多様な人間の必要と自然的正義の規則を制限することなく、私たちの法学を私たちの通商と帝国の成長に一致させることで、法の改善の進展に向かう。私たちの関心の拡大を、1744年という年に、彼はほとんど予測していたように見え、生き延びそれを見たのである。(VII168, 9)

このよう選択的に構成されたコモン・ローの歴史に依拠し、バークは法改革の自由な伝統からの逸脱を弾劾の上院法廷に対して批判したのである。弾劾の開始にあたって、バークは「人類の一般的感情 the general sentiments of mankind にとっておぞましいスコラ的区別」として、弾劾へのイングランド法の細則の不適合を予測していた。彼は「帝国の正義」と「一国の正義」を対比し、ヨーロッパの公衆の前でアジアからの訴えを、イギリスへの「狭い偏愛」から自由に、裁くことができなければ、「イングランド法は富者と権力者のためのもので、貧者、惨めな者、見捨てられた者への救済を一切与えない」という悪評が定着すると警告し、「私たちが獲得した帝国の必要に応じて正義の範囲 the circle of justice を拡大する」ことを提案した (VI277-279)。通商と帝国の新展開へのコモン・ローの適応の歴史的文脈にヘイスティングズ弾劾を位置づけることで、バークは証拠法批判をコモン・ローの伝統自体によって正当化したのである。その際に改革派のコモン・ローヤーでも衡平の体系化により法的安定性を追求し、証拠規則による法的手続きの確定性を保持しようとした側面は意図的に落とされている。

インド帝国の統治

1 限定的な「政治」「自然」と「経済」の自律

バークがインド問題に関与していた時期には、インド社会への介入を限定的に抑えるのが会社理事会の方針でもあった。未だ対抗勢力に直面するインドの厳しい国際環境にあって内政の実験をするような余裕がなかったという事情もあるだろうが、「会社の直接的統治のもと先住民に彼らの宗教と習慣を保証すること」が理事会の目的であって、インドの伝統社会をイギリスを模範に改造

する 1820 年代の教育・宗教改革とは対照的だった³⁷⁾。

この理事会の姿勢と符合し、パークのインド統治、ひいては政治一般は民衆の生活世界の自律性に対して、極めて限定的な役割しか認められず、政治が介入し改造することは自然と生産の破壊をもたらすと想定され、そしてインドの事態はそれを確証したのである。

『アルコット太守の負債演説 *Speech on Nabob of Arcot's Debts*』（1785 年）において、パークはマドラス住民の惨状を収奪、戦乱、荒廃、飢饉について描写している。自然と人為の調和を示す乾季用のため池の灌漑施設の破壊から、農村の自然環境と共生した生産活動に基礎を置いた民生と自然法によって政治権力は抑制される。

どの共同体に対しても天の恵みは政治的な取り決めと結びつけられるべきではないし、君主の個人的な行為に依存させられるべきでもない。そうすればどちらかの側の一時的な見落とし、誤り、怠り、悩み、一時の情念が何百万人に飢餓をもたらし、恐らく何年もの間無辜の国民を滅ぼすだろう。人類の生存の手段は権力と支配 *dominion* がどのような経過をたどろうと、自然法のように不変であるべきだ。（中略）水の使用権は雲、雨、日光と同様に、藩王 *Rajah*、太守、会社の政治と関係づけられるべきではないのに、要求と滞った租税を強制する手段として明言的に計画されている。

(V537)

したがってインドの統治は本国議会の直接的な監督のもとでの法の支配による正義の実現、司法制度の整備に限定される。19 世紀の功利主義に基づくインド社会の改造と対照的な、パークのインド統治の限定性は、後述するように、彼がインドの過去を、単なる恣意的な専制権力の歴史ではなく、文明社会を発展させた歴史として評価していることから来ている。パークにとって自我も社会もそのアイデンティティは土地と歴史との関係のなかに深く根ざしているものであって、そうした関係性から切り離された個人という想定はなかった³⁸⁾。

政治と経済の関係という 18 世紀思想の重要な主題は、東インド会社を指示

37) Bowen, op.cit., pp. 203, 4.

38) Uday S. Mehta, 'Edmund Burke on Empire, Self-understanding, and Sympathy,' Sankar Muthu ed., *Empire and Modern Political Thought*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012, pp. 170, 176-178.

対象に含むスミスの植民地や重商主義批判で詳細に検討された。スミスの特権交易会社批判と比較すると、パークの帝国批判は総督個人への弾劾と文化的な問題に重点があったことは確認したが、しかしパークが政治の経済領域への規制介入という問題にかかわる東インド会社の通商を批判的に調査検討しなかったわけではない。『第9報告書』はまさにこの側面を扱ったものであり、スミスの重商主義批判に対して独創性を主張するものではないが、丹念に詳細な事実を把握して通商関係の問題点を明確に指摘している。「政治」の領域についてのパークの考えと共感の向けられるべきインドの受けた経済的損害についての彼の把握を認識することは、彼のインド論の研究から落とすことはできない。

党派的な短期の利益を追求する独占的私企業がベンガルの主権を保持するようになったという変則的な事態は、スミスの批判で周知のように、国民全体の生産の拡大を本来自己の利益として推進する主権者の目的を商人の短期的な収奪によって転倒させた³⁹⁾。パークの「貿易に従事する主権者 Mercantile Sovereign」「仲買人 - 行政官 Factor-Magistrates」(V242) という造語はそうした政治と経済の混乱した関係を風刺したものだだろう。ただし東インド会社と提携するイギリス国家主権もインドの国民経済を犠牲にするような自己利益の追求をはかる限り、インドの観点からは会社も国家も同然であろう。西欧の特権通商会社と国家主権とは植民地の公共性からは同一視される。パークは本国議会の主権により東インド会社を規制することを求めるが、他方でイギリスの主権自体の党派的な国家理性に批判と絶望を示唆する。

パークの考える政治と経済の関係は、経済の世界は創造主による自然の秩序をなすという想定に基づいている。帝国政治において党派的権力には自然法が対抗するが、経済で党派的利益には商業の市場原理が対抗する。イングランドの穀物不足に際して、パークはピット政府による貧民救済に「自然法であり、したがって神の法でもある商業の法」(IX137) によって反対したように、政府権力への規制として市場法則は自然法と同位にある。イングランドの穀物不足とインドの飢餓とは深刻さが異なり、前者についての自由放任の主張を普遍化することはできないだろう。パークはイギリス政府が商人の帝国により破壊されたインドの生産基盤を修復して民生の回復と経済再建をはかることをまず求

39) Frederick G. Whelan, *Edmund Burke and India: Political Morality and Empire*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1996, p. 39.

め、そうしないで本国への富の移送に集中する通商政策を非難するので、経済への政治の介入を原理的にすべて拒むわけではない。イギリスの権力と商業の結合によるインドの経済社会の破滅の経験は、政治権力の乱用が経済を歪め、破壊する危険性を痛感させたであろう。経済の一定の自律性とインド伝統社会の自律性の認識がイギリスの恣意的な支配を排除するように重なり合っている。

通商と領域支配を結合した東インド会社はベンガル地租歳入の一部でインドの産品を購入し輸出する「投資 Investment」をおこなった。後世のインドの経済学者のように、パークもインドの富の「流出 Drains」を指摘する（V223, 228）。「悪しき政治的軍事的通商 an evil Political and Military Traffic の低い収益」（V232）を批判するパークは主流となっていた自由貿易論者であった。ベンガル支配以前からも会社の通商が諸規制により市場原理から引き離されていたことに関して、彼は「不公平な嫉妬心 invidious Jealousy」が会社の絹や染色綿の輸入産品をイギリス市場から締め出したこと、市場価格を無視して軍兵站部に硝石を供出する義務、インドで需要のないイギリス産品の輸出の強制に触れ、「これらのあらゆる規制の精神が、会社の始原的構成において、利潤と損失の原理という商業機構の主要な発条を弱める傾向が自然にあった」とまとめている（V241）。ベンガルの主権獲得はさらに会社の商業原理からの逸脱を進行させ、商品の低価格や高品質への不注意から会社とインド人双方が経済的な損失を受けた（V242）。

「投資」と並んで通商を歪めたのは独占であった。絹の独占による価格の恣意的な上昇と品質低下はやはり商業原理からの政治的逸脱であり（V249）、アヘンの独占も私的な経済活動の自由を妨げることが批判される。パークの経済的自由の構想において、農民はその生産物から「彼の労働の自然な成果」を獲得するが、独占は「最も貧しく最も勤労な第一生産者が彼の第一の分け前を持つべき、生産の利益の衡平な分配から商業の流れを妨げる」（V270）と民衆の利益の観点から独占は批判されている。さらに独占だけでなく、「征服民 a conquering Nation」となったイギリス人とのあらゆる商取引が抑圧的な権力との取引となるので（V272）、商業が政治権力とは別の文明化を推進する領域を構成するという18世紀の理想とは反対の状況があった。

東インド会社の通商の今後の見通しについて、権力による商業原理からの歪みで経済成長が阻害されることからパークは悲観的であった。「投資」は十分

な利潤をもたらさず、強要される徴税への不満から戦乱状態に陥り、会社の財政難とインドの国土の疲弊に至るので、長期的に持続できないと見ていた (V231, 2)。塩の独占も逆効果であるのは、価格のつり上げは塩の横領と外国からの輸入で戻されること、会社はより安い価格に負けるか捨て値で売ること、利益の強制はほかの支配地域を窮迫させ、その間の交易が維持できなくなることを理由にして説明される (V289)。

パークの提起する通商関係への対策は、政治権力との結合による歪みという診断から明らかなように、通商を商業原理に戻すというだけのものであった。「征服民」の権力的影響が独占以外の交易にも及ぶという指摘のように、主権と商業を完全に分けて政治の影響を排除した純粋な商業原理のうえに通商に戻すことが果たして実現可能であったかという疑問もあるだろう。むしろ経済政策の調査と検討は、むしろ次の点に意味があったのではないだろうか、すなわちパークに民衆の生活の幸福と惨状をイギリスの支配について判断するために参照すべき観点として印象づけたことである。飢饉の直後に穀物の植わった畑を掘り起し代わりにケシを植えさせた慣行を「個人に抑圧的で民衆の感情に侮蔑的」と非難し、「実験と革新の安全で適正な主題では決してない」生活必需品の塩の独占を「先住民の安楽と福祉」から非難し、製塩業者が適正な賃金を受けられないまま借金に縛られ家畜のように次々と別の主人に移される「永続的な奴隷制」に憤慨するなど (V272, 289, 290)、パークは一般の人々の痛みを具体的に叙述する。飢饉に対する貧民の生の保障の問題はインドと同様に西欧にも重大な正義の問題で、スミスのポリティカル・エコノミーの中心的関心はまさに商業社会が自由市場によって貧民に十分な生活資料を供給できることを示すことにあった⁴⁰⁾。上述したようにパークはその『穀物不足論』で貧民の生存の課題に、穀物の政治的統制を求めるモラル・エコノミーではなく、スミスの戦略に依拠したことは明らかである。この点でパークはスミスのポリティカル・エコノミーに一致するのであるが、パークのインド論やそれと関連するアイルランド論の中心的関心は、商業社会と恵まれない人々の物質的必要というスミスの関心とは異なり、帝国に支配された植民地での異なる文化の衝突におい

40) イシュトファン・ホント、マイケル・イグナティエフ『『国富論』における必要と正義』、田中秀夫訳、イシュトファン・ホント『貿易の嫉妬 国際競争と国民国家の歴史的展望』、昭和堂、2009年、288, 289, 298 - 300頁。

て周辺化される人々の精神的必要に応える政治であった。パークのインドの経済論は道徳的想像力によって彼とインドの民衆の間の感情の交換の次元で認識された不幸な人々の「感情の秩序」を追究するという意味では、トムスンとは別の意味でモラル・エコノミーとも称することができるかもしれない。共感との関連で後述するように、特にインドをイギリス製造業のための原料生産地に変える経済政策のような、イギリスの国益によってその害悪がイギリス人には知覚されにくい損害を、直接的な戦争と収奪と同様に、共感的理解の対象にすることが、帝国全体に公平な公衆の育成に向けた彼の課題となる。

2 インドへの共感の欠如・偏向の原因

インドをドイツ帝国にその領域、複合性、「尊厳と重要性」の点で類比したパークの演説の目的は次のことだった。

インドが私たちの知性に、そしてもし可能ならば、私たちの感情に近づけられるだろう。そして不幸な先住民への共感 sympathy for the unfortunate natives に似た感情を呼び覚ますためであった。偽りの曇った媒体を通してその非常に遠い対象を見ている間は、共感を完全に受けることはできないのではないかと思う。(V390)

最初にインドへの共感を阻害しているとパークが見出した要因を考えよう。第一にインドの疎遠さがある。イギリス議会議員の「観念と習慣から異質な」インドの特殊性を理解可能にするために、パークの委員会報告書は公衆にもインド問題を認知させる教育目的をもっていた。聞きなれない名前、官職・土地保有権や税制の専門用語が議員を遠ざけてきたとされる (V197)。

議員諸君、私たちは一般にインドの詳細についてほとんど知らない。人民を苦しめている抑圧の手口は非常に理解しがたい。そして被害者の名前さえもが私たちの耳には非常に異様で耳慣れないため、私たちの共感がこれらの対象に定まることは非常に難しい。委員会室から降りてこられた議員の中には、私たちの発見から必然的に結果すると私たちには思われる印象を抱いている方々もなかにはおられると確信するが、しかし私たちの感情 sentiments の適切な言葉で、その感情の原因に入る準備の全くないほかの紳士の方々に、私たちの意見をあえて述べようとしても、私たちの言葉と行為よりも耳障りで不快な暴力的で説明のつかないものはないと感じられ

ることだろう。(V403, 4)

第二に会社や本国の経済的利害の影響があり、偏狭な国益観が国際的に公平な共感を歪めるのである。「イングランドの公衆 The Public in England」は会社の征服と軍事的専制には「東方の属州の苦しみ」へ「適切な共感 a proper Sympathy」を示しながら、本国の織物産業の原料に生糸を輸入するために、ベンガルの競争産業を破壊し国土を荒廃させた問題を認識しないという (V252, 3)、国益に合わせて構成される共感の偏向性が的確に指摘されていることは注目すべきである。政治権力の乱用にはその被害に共感して入っていても、政治軍事ほど暴力性がむき出しで劇的でない経済的侵略は共感の監視が作動しないとすれば、通商こそが国際関係の厄介な問題で、会社から主権を除くことで帝国の圧制が解決するわけではないことが読み取れる。

第三に専門用語の難解さがインド問題の疎遠さを助長する。コモン・ロー法学や財政学の専門用語が、イギリスとインドを問わず、「私たちの普通の考え ordinary ideas」「私たちの日常言語 common language」(V488) から遠く、腐敗の隠蔽を助長し、追及を難しくしているという批判である。専門的な規則を適用する専門知識の権威と支配に任せるという問題解決の方法を批判し、一般の公衆がその常識的な判断力を個々に働かせ協働するという公共性の創出がインド問題への対応において同時に試みられていたことを示すと言えよう。

公平な共感と関心を阻む疎遠さは、しかし絶対的に修正不可能というものではないことを、パークは視覚的錯覚の理性による修正からの類推で、道徳政治判断を距離による偏向から修正することを論じる。

インドの乱用の場は確かに遠い。しかしインドにおける私たちの利益の価値が、私たちの視界から退くにつれて、低下すると推測してはならない。

日常の行為と同様に政治においても感覚を判断の指導のもとに置き、鼻先の茨を 500 ヤード先の樗よりも大きく見せる錯覚を効果的に是正するの
なければ、私たちは幼児以下となるだろう。(V488)

錯覚にとらわれたままの「幼児」への言及は、前述したように、共感を通しての社会教育の成長過程が公共的な判断力の習得過程であることを思い出させる。

3 インドの痛みの表出による公共圏

インド論でパークが利用する共感の感受性は、政治思想の歴史では、マキア

ヴェリ主義の国家理性の言説と対立している。彼はその事実記述の伝統を「暴政術の教授 professors of the art of tyranny」「極悪非道の犯罪を記述する冷厳なスタイル」(V403)と批判し、自らの演説のセンチメンタリズムと対照させる。パークの観点からは、イギリスの議会政治も公論も「国家理性」に縦断されていて、彼はピット首相に「同情 compassion の最盛期である人生の時期にインドの苦しむ人々をあのように無関心に見た若き大臣の感受性のなさ insensibility」(V474)を指摘した。

パークのマキアヴェリ主義的文体の批判の意味を敷衍するために、ここでボルトンスキを参照することが有益であろう。苦難の観察者が客観的な事実記述のスタイルをとることは受け入れがたいのは、観察者が苦しむ人々を客体化する支配の一形態となるからである。さらに自己の心情を観察し表現することだけでなく、告発する迫害の事実を立証する調査も必要であり、一方で公平性を担保する客観性と、他方で観察者の感情の投入によるコミットメントへの喚起という対立する2つの要素が「憐みの政治」には要請される⁴¹⁾。

パークの感受性は異邦人の苦難に関する私的感情を議場という公論の公的空間に持ち出して、「下院と世間の軽蔑と嘲笑 the scorn and derision of the House and of the world」(V471)を招いた。パークの感受性はイギリス社会の礼節の趣味と適宜性を逸脱することで、その偏向的な限界を示す意味をもっていたであろう。本国の公共圏から市民権を認められていないインド人の苦への共感は私的な感情で、それを議会で執拗に表現するパークはイギリスの公共空間をそれまで排除・周縁化されてきた見知らぬ私的領域に拡大していたのである。

有罪判決よりも帝国の圧制を許さない世論の育成を目指したパークは、上院での弾劾裁判が「衆人環視 the publick Eye」のウェストミンスター・ホールで開催されることを要望し、「私たちの成功は私たちの弁論進行の公開性 publicity に大部分依存するだろう」と理解していた⁴²⁾。このようにパークは弾劾がイギリスの公論に与える教育的な影響を重視したが、新聞等のメディアではヘイスティングズ側からの大規模な擁護キャンペーンとパークへの中傷が効果的に展開されて⁴³⁾、世間の弾劾への関心は急速に薄れ、ピット改革法と清廉なコーン

41) Boltanski, op.cit., pp. 23, 24, 33, 65.

42) Burke, *Correspondence*, V356-358.

43) 東インド会社問題を含めたパークの風刺画についての興味深い研究として、Nicholas K.

ウォリス総督の就任によって安定したインド帝国を世論は支持するようになっていたこともあり、ヘイスティングズも帝国建設の功績から同情を集め、ロンドンの新聞は彼に好意的な論調となっていた⁴⁴⁾。パークの深刻な不安と世論の平然さのずれは著しく、公衆の啓蒙の失敗に対する焦燥と絶望が彼の晩年を特徴づける。

この実際の結果とは別に、現状を無批判に受け入れないパークの問題提起とその言説の特徴は分析に値する。ヘイスティングズ弾劾は人々の感情をめぐる政治と見ることができる。インド人への共感を中心軸に帝国との関係で公私の区分と帝国代表としての下院が再検討されている。院外も巻き込んだ弾劾の論争は18世紀の感情の言説でなされたことが特徴であり、インドの被支配者と総督のどちらがイギリス公衆の共感を引き付けるかの争いでもあった。共感が主題であることは、次のパークの警告が示している。

私たちは以前と同様にあらゆる偽りのもっともらしい偽善的な徳を否定し、彼に全く共感をもたない。私たちは抑圧された人々に帰属する憐み pity を抑圧に与えることは最大の犯罪と考える。不正を受けた人々、強奪された人々、略奪された人々は人類からの共感の他には救済を持たない。そしてこの共感が墮落するにまかされ、被害者から加害者へ移されるならば、私たちはその反対側の人によってなされた強奪よりもはるかに大きな強奪を犯すことになる。(VII247)

断罪される総督への世間の同情をパークは腐敗した道德感情の偽善的な洗練として攻撃する。「強奪と抑圧の洗練と礼節 the urbanity and politeness of extortion and oppression」「賄賂と腐敗の感傷的な繊細さ the sentimental delicacies of bribery and corruption」「偽りの空虚な少女じみた小説のような世間の道德 false, idle, girlish, novel-like morality of the world」といった (VII240, 245)、悲劇や小説の影響を受けた道德感情の偽善性を批判する表現が使われている。感情の洗練を中核とする西欧文明社会の市民的公共性は異邦人を犠牲にする腐敗と専制を黙認する偏狭な判断を指摘されるのである。パークの観点からは、より共感に値す

Robinson, *Edmund Burke: A Life in Caricature*, New Haven and London: Yale University Press, 1996. 彼はスミスに新聞に掲載される彼の演説は意図的に歪められているので彼の意見を判断するのに利用しないように注意している (Burke, *Correspondence*, V296).

44) Marshall, Introduction, *Writings and Speeches*, VII3-6.

る離れた真正の苦難を軽視し、その苦難の張本人のメディアにより虚構された身近な苦悩に同情すると思われたのであろう。イギリスの公衆の共感特殊共同体への偏愛から自由でない限り、インドにとっての人類的な公共性にはむしろ党派的障害となる。

痛みを私的領域に封印することが礼節の適宜性であったが、インドの人々の具体的、個別的な痛みを市民権を与えようと、それを議場の公共空間で表現するパークの憤りの感情は自らの公共性を主張する。こうして私秘的とされる痛みと党派的とされる憤りに公共圏は開かれる。パークは「彼の感じた怒りは斉一的、着実で、公的な怒りであるが、私的な怒りではない」(VII04)と自己の公憤を正当化する。異邦人の痛みへの共感の喚起、共感的判断の拡大を通して、インドとイギリスの関係が通商論や制度論を超えて両国民の感情というレベルでも論じられているのがパークのインド論の特徴であろう。地域的に限定される文化によって隔てられた異邦人には通常共感容易には成立しないが、崇高な言葉の伝達効果の応用例として、パークは雄弁の可能性を広く見ていた。

雄弁 eloquence の魔術によって人類の最も離れた苦しみさえも私たちの胸にこうして痛切に響く。時と場所は共感には消滅し、共感全人類をあらゆる国と時代において結びつけ、仁愛 benevolence の領域と帝国があらゆる方向とあらゆる側に広げられる。(VII91)

イギリスの「公」がインドでは専制と腐敗を容認する「私」となるのであれば、イギリスと東インド会社内部の公私の対立軸も相対化される。ヘイスティングズ側は「公的正義 public justice」よりも「私的復讐 private revenge」として弾劾の正当性を非難した(VII240)⁴⁵⁾。これに対してパークは「私的復讐」をインドへの共感によって正義の原理に転換させることで、排除されてきた複数の私的な必要の観点に公共性を開き拡大する。パークの「共感的な復讐心 sympathetic revenge」の説明によれば、自力救済から裁判制度への移行で復讐が私的な自己救済から公的手段に依拠するようになるとき、合理性と抑制は確保されるが、憤りの感情が不十分になる傾向があるので、正義の受託者はその

45) パークとその親族は逼迫した家計から会社の株取引と関わっており、提携した「従弟」ウィリアム・パークやフィリップ・フランシスのインドでのヘイスティングズ一派との党争から弾劾が発展したと見られたように、パーク自身のインドの大義への信念は別としても、弾劾の運動全体から党派性を否定することはできない。

間接的な憤りをむしろ解放するように指導される。当事者から距離を置いた「間接性」が公平な抑制を担保しているのであろう。パークは「復讐はある種の荒々しい正義である」というベーコンの言葉を引いて、「規制されるが消滅されはしない、苦しんでいる当事者から人類の交わりと共感 the communion and sympathy of mankind に移された復讐心」から正義を引き出す (VII245)。ここからパークの共感が単に当事者の憤激の情念に入るだけでなく、観察し判断する第三者としての理性的な抑制も前提に含む、複合的な原理であることが判る。

弾劾裁判では、公平な判断力は上院の役割で、下院は訴追者として共感を通してインド人を含め庶民の苦情と公憤を代表する。この役割分担はパークの「共感的復讐心」を正当化する。彼は下院の民主的性格を次のように規定する。「市民の共感をもつ執政官の権力を備えた、私的な臣民の立法府は、その共感ゆえに最終的な判定者には向かないが、その共感とその権力の結合ゆえに、効果的な訴追を進んで引き受け実行できる」「私たちは冷静ではなく熱い、[なぜなら]深く関与した当事者で、抑圧に敵意をもち、権力の乱用で苦しむ人々に対する熱く強い共感に満ちている。私たちは苦しむ人々が自ら感じるように彼らに代わって感じなければならぬ」(VI95)。パークにとって共感とは訴追者となる下院の帝国代表制で重要な役割を担っている。

「インドの全民衆に与えられた軽蔑と残酷 the indignities and cruelties に彼ら自身のものとして憤るイングランドの庶民全員」がインドから「自然の物質的絆と障害によって隔てられ、社会的道徳的な共同体 a social and moral community の絆によって結合された人々」(VI457, 8) となるためには、下院が共感によるインドの実質的代表者でなければならなかった。

しかしパークの帝国代表論はそうした下院による積極的な統治を進めるものではないことを注視しなければならない。議員として現実の政治の場で帝国の分離を明言することはないが、パークは帝国を受け入れて改革するにはとどまらない、さらに帝国に否定的な論理を示唆していると考えられる。この点はオウド太守アサフ・アルドーラの祖母と母の所領没収の犯罪をめぐる裁判をイギリス議会法廷が行う資格に対するパークの異議申し立てによく表れている。そこに議会の帝国代表としての権能への懐疑が読み取れる。没収の犯罪よりもさらに極悪な、史上最も屈辱的な裁判とパークが見るのは、9千マイルと14年という時空の隔たりをはさんで、「これらの惨めな貴婦人の代理人として出廷

する人ももたないイングランドの法廷」には「彼女らの権利を判定する資格がない」からである。イギリス人には精通することが困難なインド女性の権利に関するイスラーム法の文化的差異を無視した専制にイギリスの正義が墮することをパークは恐れたのであろう。支配することに慣れたイギリス議会の傲慢さを反省するために、彼はインドの藩王国からの派遣者によってイギリス貴族の所領とその妻の寡婦給与 (jointure) 等が没収され、それを正当化するためにインドの法廷がイギリス貴族の権利を判定するという立場の交換を想像する (VII457, 8)。これはパークの共感的想像力が両国の非対称な関係を当然視させているイギリスの偏見を反省させる強力な原理であることを示すものである。

当事者の物理的文化的距離を根拠にその裁判の正当性を否認するパークの論理は信託統治から自治への転換を内包する。パークの共感には確かに帝国の絆となると同時に、被支配者の観点に入ることによって彼らには耐えがたい帝国の絆の非対称性を痛感させるのであって、共感と帝国とは両立しえないはずであることを明確に示す。帝国統治の限界から植民地の分離に近づくこの論理は広大な権力の抑制を指示する点で極めて否定的な帝国統治論を導くことを見落としてはならない。インド人への共感がイギリスの帝国統治者にインド人支配者と実質的に同様の統治能力を付与するというような、イギリスによるインドの帝国支配を前提として固定化する共感の政治的役割がイギリス自由主義に見られたとしても、そうした共感には未だイギリス人の特権的観点を離れずにそこから見下ろして憐れむだけで、相手の立場に入るとは言えない。パークの共感的想像力はインドがイギリスを統治する状況を想像し被支配者としてのインドの立場に交代して入ることで、インド人の観点からイギリスの姿勢を反省し帝国の解体を導くと考えられる。彼の観点は通常考えられているよりもはるかにイギリスから離れてインド寄りである。

4 痛みと共感の種類

パークの共感がイギリスの帝国政治と公共圏に理論的に与えたはずの衝撃から、彼によるインド人の苦しみ自体の分析に議論を移す。インドの人々の被った苦痛と恐怖の描写がパークの弾劾演説には顕著であるが、これはヘイスティングズとその配下による収奪が「公的に所有されていた」財産を奪いつくした拳句に、内密に隠された財産までも追求し人々の私的領域、身体と感情にまで

侵入したためであろう。公私の区別が消滅した腐敗のシステムでは、私的強欲のための手段に変容した公権力の戦争が徴税という名目で私人の身体的な生に仕掛けられ、公権力から隔てられていた親密圏は破壊される。北ベンガルのランブル (Rangpur) からの報告に関して、隠匿した物資を供出させるため「彼らの身体に適應された」拷問のセンセーショナルな描写は特に注目される⁴⁶⁾。

拷問の想像的描写で「彼ら自身の労働の生産物の乏しい供給しか決して口に運ばなかった貧しい正直な苦勞した手」をつぶした拷問が、その同じ手によって栽培されたケシのアヘンと交換してイギリスが中国から輸入する紅茶のような「贅沢な食品」に対するイギリスからの報酬であったと述べて、彼らの苦痛とイギリスの奢侈を対比し後者の偽善的な不正を際立たせる。さらにインドの人々の手は「抑圧の張本人に反抗し天に突き上げられるとき、抗しがたい力をもって活動するだろう」と反乱を是認している (VI419)。さらに身体的苦痛に加えて、それに屈しない精神を屈服させるために、家族への拷問を見せつけることが行われたという報告にパークは注目する。子供が両親の前で拷問を受け、また父と息子を縛り合わせて一方が避けた打撃が他方に当たるような「手の込んだ残酷な仕打ち a refinement of cruelty」である。それをパークは「彼らが感覚を傷つけ引き裂かないところでは、彼らは自然の感受性と共感 the sensibilities and sympathies of nature を傷つけるはずである」と社交性の感情の言葉で論評する (VI420)。これは身体的な苦痛にさいなまれる人がなお他者への共感

46) 同地は東インド会社の地方財務官 (diwan) となった藩王デヴィ・シン (Devi Singh) の徴税請負人によって 1781 年取り立てられることになり、1783 年に彼らへの反乱が広がった。その原因を会社社員バターソン (John Paterson) は拷問による収奪に求める調査報告を提出したが、この報告はその後再調査で批判された。暴力の使用は確かだが、地元のザミンダールはシンを貶めるために収奪を誇張し、バターソンも経験不足で情報を十分にふるいわけられなかった。このような欠陥があり、ヘイスティングズの告発項目と直接の関連性がない報告資料を転用したパークは正当化できない (Marshall, *Writings and Speeches*, VI418, note 2; Burke, *Correspondence*, V372, 386, ed., Furber, notes)。バターソンの報告についてパークは「ともかく大衆にセンセーションを巻き起こす素材があるから私は詳述しなければならないことは明らかだと思う」と述べ、自覚的にプロパガンダ目的に利用した。さらに彼の関心は具体的な報告の精査にはなく、「インドの属州の広範な反乱によって提供される強奪、抑圧、残虐の抗しがたい一般的証拠」にあり、そうしたそれ自体は自明な一般論にすり替えることで正当化がなされていることも問題であろう (Burke, *Correspondence*, V381)。こうした情報操作の意図を解明する研究課題と別に、異邦人の痛みを公的な表現を与える方法の思想史的意味を論究することはできるだろう。

能力を持つ例で⁴⁷⁾、パークの批判において安穩なイギリスの無関心と対比されていたであろうが、同時にこの対比は共感能力の有無というよりも、家族のような身近な対象への偏愛的共感の自然さと疎遠な対象への公共的共感の困難さを対比するものでもある。

さらにインド人が被った痛みの共感的描写では、「父親によって深窓に育てられた処女たちが公開の法廷に引きずりだされ」、土牢で拷問された「妻たちは引きずり出され裸で公衆の視線にさらされ」辱めを受けた(VI420, 1)⁴⁸⁾。侵害の対象が「彼らの習俗、人類の身体と感情」(VI421)と理解されていることから、パークは痛みを異なる種類のものとして把握していたことが判る。そこにはアジアの習俗の特殊性への共感的な理解が示されており、オウド藩王の皇太后からその財産を強奪したヘイスティングズの犯罪を立証するときに、女性が尊敬され高貴な女性は権威をもっていたアジア社会の習慣をイギリスの議員に理解させることがパークには必要であった。彼女たちの受けた屈辱の大きさはこうした地域的な事情を知らなければ共感されないもので、パークは共感の限定性を次のように説明する。

私たちの本性でやむを得ないことであるが、慣習によって私たちの本性に植え付けられていない状況を描写しているとき、適切な共感の度合いに到達することは世界で最も困難なことである。一般的な共感 general sympathy によって人類中に笑いを引き起こす最初のものは私たちの本性からではなく地方的な慣行から生じる苦難であると私は信じる。(VI478)

47) Gibbons, op.cit., p. 117. 苦悩する人が他者の苦悩に共感できる道徳的に卓越した立場に立ちうることの例として、パークの知人のアイルランド・カトリックの史家チャールズ・オコーナーがパークの演説への反応でインドへの共感を述べていることを挙げられる。「彼の雄弁は魅了するとともに落胆させる。彼の歴史叙述の詳細において私たちは広大な王国が 300 マイルにわたって人間の死骸、荒廃、沈黙の墓場に変貌したのを見出す。男、女、子供を一思いに殺す情けとでもいうものが、彼らが飢餓でゆっくりと死に絶えていくのを見る例のない残酷さを停止させた！神よ！このような邪悪さが人間の、ブリテン人の感情と両立することができようか！多数者であり、確かに無実である犠牲者の運命に私の目は涙で一杯となる。」(Charles O'Connor, *The Letters of Charles O'Connor of Belanagare*, eds., Catherine Cogan Ward and Robert E. Ward, 2 vols., University Microfilms International, 1980, No. 403.)

48) これはフランス革命論での暴徒の襲撃で「寝室から着の身着のまま脱出した」王妃マリー・アントワネットの記述(VIII121, 2)と同音異曲である。美・弱さ・私的領域で女性を構成するジェンダー化された美学・修辞学での高貴な女性への偏向の問題が指摘されるところである。

引用の第二文は見知らぬインドの風習を理解しないで、その侵害の苦難を説くパークを嘲笑する議員たちへのあてこすりであろう。同質性に頼る狭い共感では身近な馴れ合いとして容易に成立し、他者を排除する党派的な腐敗となる傾向があるが、遠く離れた共感は見知らぬ差異を理解する困難な努力が前提となる道徳的判断である。共感が女性の性差に象徴されるアジアの弱さを固定化するインド支配の手法となるという批判にもかかわらず、パークが弾劾で追求した帝国での正義は、異邦人の苦痛への共感を通して周縁の私的領域にも公的な発言の機会を確保する点で、私的な苦痛を周縁化する帝国中心の公権力による公私の区分を打破する意味をもっていた。

インドの痛みへのパークの共感では三つに分類できる。第一に上院がインドの王侯貴族にその身分の類似性から共感する場合がある。総督の弁護側がオウド太守の側室の出自を最下層と宣伝したのは、この種の共感を阻止するためである。この共感では近い関係による偏愛の面がある。パークは側室が卑しい出自であっても「飢餓、地位剥奪、抑圧」の効果は同じで、恵まれた境遇から惨めな境遇への没落は「比較」により共感を強めると反論する。民衆の境遇に没落した場合に、民衆でなくて没落貴族にその以前の栄華との比較で共感が向かうならば、それは公平な共感とは言えないだろう。他方でパークは「飢餓、地位剥奪、抑圧」を身分を超えた人間に共通の共感の対象とする。ここから第二のより広い共感では人間性に基づくものと説明できる。「あなた方が貴族にその身分ゆえに共感するように、私たち全員に属している共通の人間性の条件に基づいてすべての人類に共感するように希望する」(VII529) と言うとき、パークは苦の感覚と恐怖の情念の平等性による普遍的な共感を提唱している。さらに人間本性自体に共通の条件には文化的に多様な形に適応・変化する性向があるので、人間性への共感では、その本質的な意味で、慣習の文化的な差異によって生じるインドの諸民族に特殊な精神的苦難への共感に展開すると言えよう。これがパークの第三の共感である。これは「人間は偏見の被造物、意見の被造物、習慣と慣習から成長する感情の被造物である」という人間本性の後天的な可変性の認識を「精神的 moral 部分」に適応させることから来ている (VII540)。文化的影響を身体に認めないことが適切かは疑問であるが、パークは次のような痛みと心身二元論を展開する。

身体的な部分は飢餓、困窮、暴力、侵害を被る、しかし恥辱、辱め、習俗

の侵害，意見の侵害，人々の生れついた感情への侵害は，第二の本性である彼らの国の習俗と慣行によって彼らに二重に痛切に感じられるので，身体的な苦痛よりももっと衝撃的で人間の精神にはるかにもっと入り込んでくる悪と暴力がある。(VII540)

この精神的な苦痛に共感するには文化的差異の理解が必要であり，ここから文化的多元性に寛容な帝国統治論が引き出され，イギリスの帝国主権は構成地域の差異を保護する消極的な役割に限定される。前述したようにこの異文化への共感はその崇高の美学論からも導出されるが，しかしインド論ではその困難さの方が悲観的に強調されている。

第三の共感が文化的差異を固定化し差別に結果する危険が指摘されるだろう。特にアジアの女性をか弱い傷つきやすい神聖な存在として私秘的領域に閉じ込める社会的慣習を尊重することは性差の問題となる。属州化されたオウダの太守から亡き父王の側室，その子息，侍女らの小後宮への給付金が停止し，女性たちは食料を求め後宮から出てセポイに押し戻される騒擾が続いた。この事件に触れ，パークは上院の「私たちの共通の人間性の感情」に訴えたが，ここでの共感にはアジアの貴婦人への偏りが見られる。「非常に立派な地位にあると判明した女性が，卑しい，侮辱的な，からかう，あるいは恐らく自惚れて憐みかける民衆の視線にさらされた。それは不名誉の極みとされている」というアジアの女性と親密圏の習俗をイギリス議会に知らせるパークに対して，女性を公的領域から排除すると批判することが適切であろうか。この時点でこれらの女性が現実に恥辱の苦痛を感じていて，イギリス議会の公権力がそれを嘲笑するほど無知狭量に傲慢であれば，むしろパークは遠く離れた私的領域の苦しみにまでイギリスの公共性を広げようとしていたと評価する方が歴史的な理解ではないだろうか。

パークの共感の問題としては，一方的な支配の優越と裏腹であること，そして貴族への偏向が通常指摘されよう。貴族への共感に支配としての共感の問題に応える積極的な意味も読み取れることを示そう。彼にとって法の支配により「インドの先住民の幸福」を実現することに「イギリス国民の名声」(VI133)はかかっていた。このように法学の言葉を基調として徳の言葉がイギリス国民に適用されるとき，イギリスとインドの間には前者を活動主体とする格差が見られる。しかしパークはインド国民を依存するだけの存在に貶める意図からは正

反対だった。彼が「モンテスキューが根拠のない軽率な旅人から取った一語一句は絶対的に偽りである」(VII265)とアジア的専制論を否定するのは、自立した高貴な名誉がインド人にはないと彼らを侮蔑すれば、彼らへの共感が成り立たなくなるからであった。アジア的専制論はイギリスの自由な国制への「正しい称賛すべき偏愛 a just and laudable partiality」と表裏一体となる傾向があり、この偏愛の優越感を克服するのがインドへの共感なのである。他者の「名誉と卓越性 honour and distinction」が共感を引き出すとされ、その社会経済的条件は法と権利のもとに確保された「世襲的な高位 hereditary dignities」,「継承される土地財産 descendable lands」である (VII264)。支配の変形とは区別される共感の前提は他者の名誉の承認であり、パークの名誉は貴族的な原理であったので、貴族への共感が支配の変形ではない共感と結びついている。パークが古来のアジアの国制史を説明する意図は、「私は国民 the people を彼らの権利と特権に戻したい。私はあなたの共感に彼らを復権させたい」(VII279)と述べる上院での演説が示すように、尊厳ある権利主体としてのインド人への共感の再生にあったのである。この上院議員を聞き手とした演説で「名誉と卓越性」を共感により承認される尊厳の基盤とする貴族的な要素が強調されているように、パークの共感是他者を隷属した無力な存在と軽蔑する帝国意識とは両立しない概念であって、優越感の混じった憐みではないことを識別する必要がある。共感は所有権から生じる誇りと名誉の感情を共有する人々の間の対等な関係を前提とするもので、高貴な精神が不正な屈従を強いられたとき特に強く意識される。

貴族へのパークの共感の偏向性は明らかで、その民族の間での公平さは身分の間では言えないことは、フランス革命の論争で急進派が批判する通りである。しかし貴族への偏った共感で貴族を共同体全体の繁栄の不可分な一部とする経済論で正当化がはかられている。指導的な貴族への共感でインド社会の自律的な発展を志向する限り、植民地支配の変形とは言えない面を含んでいる。「人類が偉大な人物の没落と運命に最も関心を寄せるように私たちの心の構成は賢明に確立されている」(VII340)のは、共感の対象となる王侯貴族の破壊は安定した社会経済秩序の崩壊を招き、生産活動の衰退と国土の荒廃に至るからで、ペナレスでの悲劇的な例によってパークは伝統的な経済と革命的な専制権力との対立を痛感したのであろう。法と恣意的権力の対立において、貴族の階層社

会は「土地利害 the landed interest」と「商業利害 the commercial interest」が結合した「商業システム全体 the whole commercial system」(VII349) からなる経済制度とともに、法の伝統秩序に入る。パークにおいては低開発化をもたらした恣意的な支配、「広大な国土にわたる人類の幸福への実験 an experiment upon the happiness of mankind」という悪に関心が集中し、貧窮への共感において破壊された地主貴族と商業の制度が結合している。「古来のシステム」の保持が経済発展の条件として彼の統治論の中心となり、19世紀の功利主義のインド改造論とは対照的である。

パークのフランス革命分析では教会財産の没収を担保としたアッシニア紙幣を発行する貨幣階級が「乱高下する希望、不安、想像」の投機的取引によって政治社会を流動化する勢力として登場する⁴⁹⁾。インド論でも恣意的権力により破壊される中心は土地所有権で、恣意的支配による土地財産の没収と投機的な競売がインドとフランス革命をつなぐパークの悪夢である。財産の価値を恣意的に変動させる貨幣階級は、インドの叙述でもカルナティックの太守の債権者のように恣意的な破壊に参加する重要な登場人物である。パークはオウドの皇太后らの所領没収が西欧に対して持つ意味を次のように説明する。

歳入のための没収というあらゆる考えに対して反対意見を上院議員閣下が持たれるように希望する。そして信じていただきたいのだが、現在別のところで見られるように、ヨーロッパの現在の秩序を破壊し根絶するものが何かあるとすれば、その始まりはある種の人々への国家からの交付金のための没収であって、それは彼らがどのような名目で保持しようと、どのような乱用への傾向が懸念されようとも、関係なく行われる。そしてあえて申し上げるが、ジャコバニズム Jacobinism がこれまでまた今後の可能性として最悪の打撃を所有権、身分、位階に与えるのは、もし上院議員閣下が歳入を調達するための没収からこの男を無罪放免にする場合である。

(VII437)

交易会社の恣意的権力による貴族と商業の破壊を見たパークには、モンテス

49) J. C. A. Pocock, 'Edmund Burke and the Redefinition of Enthusiasm: The Context as Counter-revolution,' eds., Francois Furet and Mona Ozouf, *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture*, vol. III, *The Transformation of Political Culture 1789-1848*, Oxford and New York: Pergamon Press, 1989, p. 29.

キューが国家権力の横暴を抑制すると期待した商業による平和はあまりに脆弱であることが判明したのである。広大な国土の荒廃は「住民の勤労への課税」が井戸などの灌漑施設を維持する意欲をそいだことによる環境破壊にまで及んだが (VII367), バークがこの破壊以上に非難したのは, ヘイスティングズの支配がインド国民に幸福と繁栄をもたらしたという彼らの感謝の「証言」に見られる「東洋風の修辞 *oriental rhetoric*」である (VII379)。これはバークのインド論がそうした証言によって否定されるインド人の苦痛とその表現, そしてそれへの共感を根拠としていたからであろう。バークはヘイスティングズの支配とその恩恵への感謝という支配を支える共感関係に完全な隷属を見出し批判する。ここにも慈恵的な帝国統治の否定に展開できるバークの感情を見出せるのではないだろうか。

5 世界市民的共感からアジアの法文化と自然法へ

ヘイスティングズはインドでの暴政の弁明に国家理性の伝統にある政治的軍事的必要の議論とアジア的専制論とを利用している⁵⁰⁾。無秩序を克服し「一つの系統的な配置」に領域を統一支配する主権として自己の権力を正当化する彼の議論はヨーロッパの主権国家の理論を反映している。彼は戦争状態にあるインドの現実政治の「必要」からインドの主権は専制的でしかありえないことを、「アジアのすべての歴史は恣意的権力の不変の行使を証明する先例に過ぎない」と主張する (VI348, 9)。初期近代の西欧の国際関係に見られた主権論の専断的傾向をアジア的専制のオリエンタリズムの伝統により先鋭化させた言説がバークによるヘイスティングズ批判の思想的対象である。

バークの反論で, 国家理性には自然法が, アジア的専制論にはアジアの諸法が対置される。自然法の普遍性とアジアの諸法の地域的特殊性という, 一見対立するように見える二つの主張はどのような関係になっているのだろうか。

まずアジアの法的伝統の認識が共感と関連していることを, メータによる卓越したバークのインド論の分析によって考えよう。「観察者」の観点からインドとの距離感, つまり安易な理解を拒絶する未知性の認識を確保したうえで, 「二人の異邦人間の会話 *a conversation between two strangers*」から相手の生に意味を付与している感情を共感的に理解する「感情の世界市民主義 *the cos-*

50) Whelan, *op.cit.*, p. 188.

mopolitanism of sentiments」がパークに見出される⁵¹⁾。メータの解釈からパークの世界市民主義は、他者の差異を認めないストアのそれとは異質であることは明らかである。

こうした世界市民主義の会話の一つの目的は、普遍的な自然法と万民法に共約可能なインド各地域のそれぞれの独自の法文化の存在を共感的に理解することに向けられていた。パークはインド帝国の各地域における法制度・慣習の多様な展開の現象を受け止め、「その政府のシステムと原理は地方的で、彼らの法、習俗、宗教は地方的である」と述べ、ヒンドゥー教徒の政治文化の地方性を尊重し、「私たちの発明ではなく彼らの必要」に適応した政治を導き出す(VI 301,2)。

もしそうした国を統治しなければならないならば、私たちではなく、彼ら自身の原理と格率によって統治しなければならない。また彼らを私たちの狭い観念に強制するのではなく、私たちの観念を拡大し彼らの観念を取り込むように考えなければならない。(VI302)

このような統治論の基礎には、人類の普遍性の想定から安易に自然法を押し付ける世界市民主義とは区別される、複数の文化的差異の共感的理解を経由することがある。「意見の支配 empire of opinion は人間本性そのものであるとほとんど言うところであった」と述べるように、「習俗と意見」が普遍的な人間本性の前提を脅かすほどに人間本性を変容させて構成する文化的差異の理解から、パークの人類への道德感情は安易に親近性を普遍化し外挿するストア主義や啓蒙の世界市民主義一般とは全く異なる。「習俗、意見、法によって創造され、国民の本性にまで根付いた」彼我の「偉大な懸隔」は「直接的なコミュニケーション immediate communication」を決して許さない(VI301, 2)。この冒頭にも掲げた特に重要な文章は架橋しがたい差異についての厳しい戒めであり、これまでの彼我の間の遠隔な共感を追究してきた論調を否定しなければならなくなることを留保したうえで、他方で「直接的な」という限定語句に力点があると解釈すれば、つまり「間接的なコミュニケーション」の可能性は認めるものと解釈すれば、パークの考える文化的差異への共感について私たちは肯定的であってよいということが許されるだろう。インドの法文化の理解は疎遠な対象と

51) Uday Singh Mehta, *Liberalism and Empire: A Study in Nineteenth-Century British Liberal Thought*, Chicago and London: University of Chicago Press, 1999, pp. 22, 139, 163, 164.

の距離感を踏まえたパークの共感によって可能となるとともに、反対にそうしたインド法の伝統の知識はインドに共感に値する尊厳を承認することとなり、イギリスの公衆の共感を喚起するであろう。

そうした意図でパークはヒンドゥー法とイスラーム法について相当詳細な説明を行う。この啓蒙はヘイスティングズ側がモンテスキューなどの権威を利用して宣伝した「恣意的、専制的な（中略）東洋の原理 arbitrary and despotic,..... Oriental principles」(VI346, 7) に対抗する。このアジアの他者化に抗してパークは「アジアを正当に扱う」ヨーロッパとの比較を行う。

彼らの道徳は統治者、父、上位者の道徳に関して私たちの道徳と対等であると私は主張する。高い信託の地位にあり、君主の顧問であったアジア人の著作に見つかるものよりも多くの真正な道徳と知恵を近代ヨーロッパのどの本のなかでもあるならば、世界に示すように私は要求する。(VI361)

パークはコーラン、法解釈書、判例法、慣習法、チングス・ハンの法、ティムールの法などに言及し、アジアの国制が専制ではないことを力説する (VI352-365, VII265-280)。インドの歴史にパークがその实在を立証しようとした存続可能な政治社会であれば何らかの法の支配がないということはありませんと一般的に確信していたように思われる。インドの法・国制の存在は事実上の恣意的権力の乱用とイスラーム法とヒンドゥー法の識別によって主張される。「あの国々の住民はイギリス支配の確立以前には何ら定まった法もなく暮らしてきたと想像するのは大間違いである」(VI171)。

「ムガル帝国の古来の国制」では行政司法官と財務官が分立し調整し合うなど、無数の抑制の機構を観察し (VII570)、ヒンドゥー法にも次のように自然法の衡平を内包させ、専制と対立させる。

これらの民衆は誰かの恣意的な権力ではなく、法と制度により統治されている。そこには衡平の全体系の実質があり、民衆の習俗と習慣によって多様化されながらも、法を何に対しても有用にする、衡平の実質的な体系と民法と刑法両方の法学の偉大な原理を含んでいる。(VI365, 6)

このように自然法は歴史上の多様な法に具体的に実現して確定される。イングランド法の進歩に衡平の原理など自然法が活用され、自然法はイングランド法の一部と認識する伝統の存在については先述した。自然法で悪法を批判する利用法もパークはアイルランド・カトリック刑罰法で駆使したが、ここでは自然

法にアジアの実定法や法慣習が結びつけられて恣意的権力と敵対することでアジアの専制論を反駁するのである。次の自然法の定義でも、自然法が実定法において具体化、実現化することが示されている。

世界には一つの法しかない。すなわちあらゆる法を治める法である。私たちの創造主の法、人間性と正義と衡平の法、自然と万民の法であり、そして何らかの法がこの法を強化し、正確さと活力と効果を宣言により与える限り、これらの法は原初の法の神聖さに入る。(VII280)

暴政の恣意的権力に対する法の偏在性を示すものとして、自然法・万民法・イギリス法・アジアの諸法は同列に置かれている。

パークの自然法は人間の自由意思を保証する神の普遍的秩序に依拠し、恣意的権力を否定する一方で、恣意的権力が民生にもたらすおびただしい侵害の叙述を通して、具体的にそして感性を通して、専制への否定の形で認識される。収奪と圧制への民衆の不満と反乱、その鎮圧に伴う流血と国土の荒廃など、弾劾演説のおびただしい苦しみの描写は暴政の残酷な悪への公憤に自然法を基礎づける。パークがヘイスティングズ弾劾で追求した「公的な正義」はインドの人々の痛みとつながる「共感的な復讐心 sympathetic revenge」に基づいていた(VII240, 245)。自然法による絶対的主権の抑制は特に民衆との関係で具体化されている。彼によれば「主権者はむしろ無で、民衆がすべてである」。さらに主権は「民衆の利益のために」行使される(VII284)。東インド会社の苛斂誅求への住民の抵抗蜂起は公共性から逸脱した専制権力を法の秩序に戻す対抗手段として正当化される。たとえばベナレスでヘイスティングズがその藩王を収監したことに反発しておきた、藩王に忠誠を示す臣民の反乱(1781年)をパークは「彼らは私たちがすべきであったこと、その祖国を愛し、その自由を愛し、その法を愛し、その所有権を愛し、その主権者を愛する人々がそうした機会にしたであろうことをするために蜂起した」と是認した(VII321)。同様に収奪に抵抗したオウドの反乱(1781年)についても、「これらの人々は正しい反乱と暴動 a just rebellion and insurrection に決起し、ハネイ大佐 Colonel Hannay [ヘイスティングズの派遣した徴税官]の権力に抗ったが、彼はそこで民衆の法と権利を無視して、内密の違法な公言された権力を行使した。その権力に対して本来の意味の反乱はありえないのである」と是認した(VII417)。つまり正統な主権者である藩王のために彼の篡奪者=反乱者であるイギリス人に抵抗したの

である (VII478)。

バークはインドとの間の国際法と国際関係についても法秩序を貫徹させる。東インド会社によるベンガル徴税権の獲得も、征服と専制の言葉ではなく、ムガル帝国からの特許権の授与という法的関係を強調し、会社に授与された管轄権にイギリスは同意したことで、両国は「実質的な連合法 a virtual act of union」を制定したとみなし、両国はインド臣民の「権利と法と自由」を保護する義務を負うと見ている (VI281, 2)。万民法の適応から非キリスト教世界を排除する傾向に反対し、「万民法は道徳・公共善・自然的衡平の純粋な源泉から引き出され、学識者の労苦によって認識整理された理性と自然の法であるので、ヨーロッパとともにインドの法でもある」と規定し、会社とベナレス藩王の契約に適用し、保護を与えなかった会社に藩王は支払いの義務はないと藩王を擁護した (VII291)。

おわりに

本論の全体的な中心的関心として、インド統治の改革につながる遠隔のインドへの共感の実現可能性を崇高の理論とも関連させながらバークのインド論に追究してきた。メータやギボンズの研究を本論で参照し評価したのであるが、バークが示す異文化間の共感的理解の届く範囲について彼らは高く評価しすぎている可能性も排除できないことを付け加えておかなければならない。バークの演説の語句から取った本稿の表題で示唆したように、むしろそうした共感の絶望的な困難さとそこから帰結する帝国統治の悲観的な見通しの方を強調するのがバークの歴史的理解なのではないだろうか。現代世界で要請されている文化的差異への世界市民的共感とトランスナショナルなコミュニケーションの可能性を追求するあまり、バーク自身の見通しよりも過大評価に陥る恐れについて意識し注意する必要があるだろう。

次にいくつかの個々の論点を振り返りまとめるならば、第一に崇高論との関係では崇高な「強力な表現」が情報や映像に拠らないで情念を伝達し行動へ動かす言葉の方法の理論を析出し、それがインド論での身体的、精神的、文化的な痛みの叙述に応用されていることを示した。インドの人々の痛みを表象することでイギリスの公共空間をより広く開こうとするバークの試みは成功しない

のであるが、崇高な言葉の力はスミスの認識した共感の空間的限定性の問題を相対化する思想史的意味を含んでいると言えるだろう。

次に観察者が離れた相手の詳細な状況についての情報を得てそこに自己を投影するということから生じる共感の距離的な限界性との関連で、パークがインドの状況へ入るといった困難な方法ではなく、彼我の権力関係の反転、支配者と被支配者の位置のみの交換を想像することで、身近なイギリスの状況に自己を置いたままでインドからの征服者に支配された場合を考えるという方法を実演したことは、イギリスの支配者としての地位を反省し、インドの隷属を実感するように促進する効果的な手法として推奨できるかもしれない。

最後に商業と主権、経済と政治の関係についてである。パークは東インド会社によって破壊されたインドの絹織物産業に向けられるべきであった公平な共感を偏向させる経済的利害を指摘した。政治軍事的圧迫は暴力があからさまで目立ち共感が成立するが、経済的侵害には成立しにくいとすれば、商業は共感による抑制が働きにくいという問題が示唆される。権力から切り離して商業の原理に東インド会社を戻したとしても、商業は「嫉妬と傲慢」の精神にとらわれたままなのではないだろうか。

(つのだ・としお 成城大学経済研究所客員所員)

* 本稿は成城大学経済研究所の第1部研究プロジェクト「市場と統治」(2012 - 2014年度)の成果の一部である。客員所員として同プロジェクトに参加させていただき、そのミニ・シンポジウムでの報告をまとめたものが本稿である。出席された先生方から多くの貴重なコメントを賜ったことを記して感謝申し上げます。ヘイスティングズ弾劾の内容、パークの自然法の位置づけ、共感の距離的限界、ヨーロッパのアジア観の変遷、パークによる東インド会社の独占的利益に対する批判の経済学的側面、功利主義のインド論との比較、パークの東インド会社株式取引など実際の関与が言論に及ぼした影響について、それぞれ重要な示唆に富んだご指摘を頂き、加筆修正し研究報告にまとめるにあたり活用させていただいた。しかし未だ十分に応答できていない面や誤りは筆者の責任として残っており、今後の課題といたしたい。

越えがたい懸隔と永久の分離

パークと東インド会社の帝国統治 1778 - 95 年

(研究報告 62)

平成 25 年 2 月 4 日 印 刷

平成 25 年 2 月 14 日 発 行

非売品

著 者 角 田 俊 男

発行所 成 城 大 学 経 済 研 究 所

〒157 8511 東 京 都 世 田 谷 区 成 城 6 1 20

電 話 03(3482)9187 番

印刷所 白 陽 舎 印 刷 工 業 株 式 会 社
